

# 1 議 事 日 程 (3日目)

[平成26年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成26年6月13日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	小 柳 道 枝 (13)	<p>1. 災害時、緊急時における来訪者や在住・在学外国人への対応について  災害時、緊急時における国内外からの来訪者への情報提供や周知、避難誘導等、具体的計画について伺う。</p> <p>(1) 国内外からの観光客への対応について</p> <p>(2) 市内在住の外国人、留学生への対応について</p> <p>(3) 災害時等における各種団体などとの連携体制について</p>
2	村 山 弘 行 (16)	<p>1. AEDの設置場所の把握と設置されていない施設への設置推進について  過日、さる場所で女性が倒れた。その場所にはAEDがなかった。そこは、観光客もよく来訪される場所であり、未設置の場所への設置推進の指導、またAED設置のネットワーク化(携帯電話の画面にて一目でわかる)について伺う。</p> <p>2. まどか号、まほろば号等コミュニティバスの相互乗入れについて  隣接する大野城市がコミュニティバス「まどか号」を運行しているが、お互いの私鉄(JRを含む)駅等に乗り入れることにより、市民の利便性が高まると思う。検討はなされたのか、また、今後について伺う。</p> <p>3. 糟屋郡、とりわけ宇美町との交流について  宇美町を初め糟屋郡内の町との交流が薄いような気がする。経済団体や観光団体との交流を図るべきと思うが、どのようになっているのか。  今後、検討されるのか伺う。</p>
3	渡 邊 美 穂 (11)	<p>1. 子ども・若者施策について</p> <p>(1) ひきこもり・ニートへの対応  本市の現状と対策及び今後の考え方について伺う。</p> <p>(2) 子どもの貧困について  現在、子ども6人に一人が貧困状態にあるという統計があるが、本市の実態、そして考え方について伺う。</p>

		<p>2. 産科医療補償制度の周知について</p> <p>平成21年に産まれた幼児で、本制度の対象者は平成26年度が申請締め切りとなるが、周知方法及び申請漏れなどはないか、本市の現状について伺う。</p>
4	門田直樹 (12)	<p>1. いじめ対策機関の設置について</p> <p>(1) 昨年、滋賀県大津市の中学生自殺事件を契機にいじめ対策が喫緊の課題となったことから、本市においても、いじめ問題や不測の事態が起きた際に、客観性の高い検証評価や解決に向けての調査を実施し、その対応策を審議することを目的として「太宰府市いじめ問題等対策委員会」を新たに設置した。</p> <p>これは教育委員会に属し、緊急会議のほか定例会議の開催を行うとあるが、現在までの活動状況について伺う。</p> <p>(2) いじめに関する事件は、大津市の後も全国で次々と起こっており、本市においても市長部局と教育委員会のそれぞれに対策機関を置き、連動して対処する必要があると考えるが、ご所見を伺う。</p> <p>2. 西鉄都府楼前駅広場に公衆トイレを設置することについて</p> <p>西鉄都府楼前駅ではトイレは構内のみで広場近辺には無く、待ち合わせやイベント時など市民・利用者は困っている。</p> <p>将来的に設置の考えはあるのか、また関連して駅の北側3号線高架付近にタクシー乗り場を設けることができないものか伺う。</p>
5	原田久美子 (8)	<p>1. 高雄交差点の信号機について</p> <p>高雄交差点の高雄・中央通線からの青信号は数秒しかないため、時間の延長ができないか。</p> <p>2. 持続可能な低炭素社会の構築について</p> <p>(1) 既設公共施設への太陽光発電設備の導入について</p> <p>(2) 低炭素価値向上基金、再生可能エネルギー等導入推進基金などを活用した事業について</p>
6	長谷川公成 (6)	<p>1. 本市の教育問題について</p> <p>(1) 薬物事件を犯した元校長による影響について</p> <p>(2) 中学校給食導入について</p> <p>(3) 小学校制服導入について</p> <p>(4) 小中学校体育館のつり天井について</p> <p>(5) 民間委託になった学童保育について</p>

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |    |      |    |    |     |    |
|----|------|----|----|-----|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆   | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |

5番 小 畠 真由美 議員  
7番 藤 井 雅 之 議員  
9番 後 藤 邦 晴 議員  
11番 渡 邊 美 穂 議員  
13番 小 柳 道 枝 議員  
15番 佐 伯 修 議員  
17番 福 廣 和 美 議員

6番 長谷川 公 成 議員  
8番 原 田 久美子 議員  
10番 不 老 光 幸 議員  
12番 門 田 直 樹 議員  
14番 大 田 勝 義 議員  
16番 村 山 弘 行 議員  
18番 橋 本 健 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

な し

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	木 村 甚 治	総 務 部 長	濱 本 泰 裕
地域健康部長	古 川 芳 文	市民福祉部長	中 島 俊 二
建設経済部長	辻 友 治	上下水道部長	松 本 芳 生
教 育 部 長	堀 田 徹	会 計 管 理 者	今 泉 憲 治
総 務 課 長	友 田 浩	経営企画課長	山 浦 剛 志
公共施設整備課長	原 口 信 行	防災安全課長	宮 原 広富美
地域づくり課長	藤 田 彰	元気づくり課長	井 浦 真須己
生活環境課長	田 中 縁	市 民 課 長	田 村 幸 光
福 祉 課 長	阿 部 宏 亮	保育児童課長	小 島 俊 治
都市計画課長	今 村 巧 児	建 設 課 長	眞 子 浩 幸
観光経済課長	大 田 清 蔵	社会教育課長	井 上 均
文化財課長	菊 武 良 一	上下水道課長	石 田 宏 二
監査委員事務局長	渡 辺 美知子		

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	篠 原 司	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	松 尾 克 己	書 記	山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定いたしましたことから、本日13日6人、来週16日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして災害時、緊急時における国内外からの観光客や市内在住、在学の外国人など来訪者への対応についてお伺いいたします。

本市は、観光地として福岡からも近く、近年は東アジアからの観光の拠点の一つとして福岡へ行ったら太宰府を観光すべきであるとの紹介もなされているようです。また、市内は、歴史、文化、自然の宝庫でもあり、自然豊かな四王寺山、宝満山、縁結びで有名となった竈門神社、また太宰府天満宮、九州国立博物館はフランスのガイドブックミシュランにも掲載されるなど、太宰府は国内ばかりではなく世界に向けて発信されており、観光地としての世界的な知名度も高くなってきております。さらに、本年4月からは西鉄の観光電車旅人号、博多駅から福岡空港国際線を経て太宰府を結ぶバス路線も開通し、今後太宰府市内への来訪者はさらに増加するものと大変喜ばしく思っております。

さて、年間を通し国内外からの観光客でにぎわっている本市ですが、突然の災害が起きた際の対策としては国や県の防災基本計画に基づく太宰府市地域防災計画、また太宰府天満宮門前町地区の大規模地震時の観光地区避難誘導計画を本市独自の計画として策定されております。計画の策定に当たりましては、担当部署におかれましては大変なご苦勞もあったことと思えます。本市が目指す安心・安全のまちづくりの実現に向け、取り組みのその充実に期待したいと思います。このように大規模災害時の全市的な防災計画はありますが、私が時折天満宮参道を散策する際、不安に感じることがあります。それは、観光客には国内外からの団体ツアー客、

個人や少人数での観光、また修学旅行生や外国人の観光客など、さまざまな来訪者がおられます。例えば参道を歩いておられる際、急病、またこれからの季節、熱中症などに見舞われる方もおられるのではないかと思います。特に外国人の場合、言葉が通じないなどコミュニケーションの問題が発生することも考えられます。このような場合の対策として地域との連携が必要になってくると思います。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、災害時、緊急時における国内外からの観光客及び市内在住の外国人留学生への情報の提供や周知、避難誘導など具体的な計画についてお尋ねいたします。

次に、災害時などにおける各種団体などとの連携体制について、日ごろからの災害時、緊急時における地域や各種団体などの連携体制について、あわせてお尋ねいたします。

再質問は発言席にて行います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） おはようございます。

災害時、緊急時における来訪者や在住・在学外国人への対応についてご回答いたします。

まず、1項目めの国内外からの観光客への対応についてですが、今回太宰府市地域防災計画の改定を行ったところでございますが、これとあわせて各種の行動マニュアルも再整備いたしました。この中で、この間の各地で発生しております地震被害を想定し、今回初めて観光地における大規模地震時の観光地区避難誘導計画を作成したところでございます。

本計画では、太宰府市への観光客が最も多い正月三が日に大規模地震が発生した場合の太宰府天満宮周辺における避難誘導等について、1時間当たりの観光客数を約5万人と想定いたしましてマニュアルを作成しており、一時滞留場所の指定や、災害情報、交通情報などの発信、帰宅困難者に対する宿泊施設の確保などの内容になっております。特に、見知らぬ土地で被災した場合、不安がより高まることから、情報の提供がより大切になってくるものと思っております。太宰府館や西鉄太宰府駅構内などを拠点といたしまして帰宅可能地域や移動ルート、代替交通手段などの情報提供に努めなければなりません。また、一時滞留場所や宿泊先の確保等も必要になってまいります。対象者が膨大であるため、地元事業者との連携や他自治体からの広域的な応援も視野に入れながら対応していくことにしております。今後、この計画を持ちまして関係団体とも協議を進めていきたいと考えております。

続きまして、2項目めの市内在住の外国人、留学生への対応についてでございますが、市では平成24年度に外国人のための太宰府市生活情報ガイドブックを、英語、中国語、韓国語の3カ国語で作成をしております。この中で、緊急時や災害時の対応についても掲載しており、市民課窓口や国際交流協会を通じて市内在住の外国人にも配布をしているところでございます。また、このガイドブックにつきましては、国際交流協会が本年開催予定の留学生等フォーラムにおきまして、掲載しております内容についての意見を伺いながら、内容の充実に努めていくように計画をしております。今後も、国際交流協会や常日ごろからの自治会活動などを通じま

して、お互いのコミュニケーションを大切にしながら非常時に備えたいと考えております。

最後に、3項目めの災害時等における各種団体などとの連携体制についてですが、議員さんご指摘のとおり災害時にはみんなが協力しながら事に当たるといことが必要になります。特に日本語が不得意であったり、土地カンのない外国人に対する情報提供や被災情報の把握、相談対応等につきましては、福岡県や消防、警察、自治会、学校などと連携して取り組むことが必要であると認識しております。また、必要に応じて国際交流員や国際交流協会で語学ボランティアに登録してある外国語を話せる方への依頼なども行ってまいります。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） ただいまご答弁をいただいております。私どもが昨日ですかね、せんだってもらいました、こういう大規模地震の観光を全議員お持ちだと思います。こういうのを参考にさせていただきたいと思いますが、この中では正月の三が日のみの案だと思います。私がお尋ねしたいのは、太宰府にお見えになる観光客、留学生もあわせていきますけれども、3点ありますけれども、あわせて質問させてもらいたいと思いますが、その中で一番気になるのがですね、ふだんのことだと思うのですよ。大規模になりますと、そのシミュレーションがちゃんとここにあり、でも観光客が、演壇でも申し上げましたけれども急病とか、何か起こったときにですね、太宰府の地理も知らない、例えば観光客というのは私たちが旅行行きますよね。そのときにその土地カンというのが頭にないのですよね。もし自分がぐあいが悪くなったとき、または一緒の人がぐあいが悪くなったときには、その土地の人に助けを求めるのではないのでしょうか。声をおかけするのではないだろうかという観点が1つあります。だから、自治会とか、その商店街との連携はどのようになされていますかというお尋ねです。

それと、せんだってはっきり覚えていませんが、福廣議員からもこの観光についての質問が過去になされています。そのときのご答弁の中には、当時の地域づくり担当部長さんの答弁がここにございます。地域と自主防衛や消防団、天満宮や参道商店街の皆様、国博など連携をとり、そして避難誘導を示し、サイン設備でありますとか、もろもろを書いてあります。そのようにご答弁があったのですが、その後、例えばこの福廣議員の質問の後に、今の連携についてその商店街とか自治会とか、そういうところと避難訓練とか、何かそういう行動は起こされましたか。そこをお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 特に外国人だけを対象とした避難訓練などは行っておりませんが、毎年この時期に避難訓練を自治会などとも連携しながら行ってあります。また、自治会の中では外国人の留学生を把握してあるところもあろうかと思ひますし、そうでないところもあろうかと思ひております。この分につきましては、毎週いきいき情報センターで開催しております日本語講座ことだまの会、そういったところでもですね、そういう自治会活動との連携、そういったものについての紹介もしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 行われたと今おっしゃっていますが、その外国人ではなく地域の方との方があったのですね。何回行われましたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この防災訓練と申しますのは、基本的にこの梅雨時期前に毎年6月ごろ自治会と合同で行っております。また、9月の防災訓練におきましても自治会などと連携して行っている部分、太宰府市が当番のときは太宰府市内の全ての自治会ではございませんけれども、近くの自治会、そういったあたりとの連携は行いながら防災訓練を行っているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 防災訓練は行っているということですが、回数についてはご答弁がなかったようですが、私今質問しながらちょっと思い出したのですが、太宰府館が開館された年、開館日に太宰府のどこか、天満宮との間でガス爆発事故がございましたことは記憶にありますかね。そのときに、ちょうどたまたま私その太宰府館の前におりまして、ボンともうそれは揺るがすような大きな音でした。何が起こったの。どうしたのって言っても、そのときたまたま知り合いがお客様でございましたものですから、ちょっとここから動かないでくださいと、見てきますと言っても、その時点ではまずどこで何が起こったかわからないのが現状でした。それから、しばらくたって消防車が来、そしてそれからお客様がどうなったかという誰も誘導しないのですよね。みんなあらららって、皆さんもそういう突然の場合はそうだと思います。でも、そのわかった後にでも、何かガスが爆発したのだと、後ろだということがわかりまして、初めて皆さん方が近所の方が誘導して避難というのですか、寄らないでくださいって来たのは消防ですよ。だから、そういう突然のときに、そばにいる地元の人がその観光客に対してここがいいですよ、ここに行きましょうとか、声をかける。そのために、その今言った太宰府館は観光地の拠点になるべき場所じゃないかなと思うのですが、その辺の商店街とか観光協会とか、そういう方たちとともに、避難場所は身近なところはどこですか、太宰府館の位置づけというのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、あわせて聞きたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 太宰府のガス爆発は承知しております。そういう場合の避難等につきまして、今回大規模地震のこの避難誘導計画を作成しておりまして、この中でも観光協会でありますとか、太宰府天満宮、そういったところと連携をしていくというような内容になっております。このようなこの計画につきまして関係団体と今後とも協議を進めなければなりませんので、その中でそういった緊急時の避難等につきましても一緒に協議をしていきたいというふうには考えております。また、太宰府館は観光の拠点施設として、今議員さんおっしゃったように設立をされております。その場合の緊急の連絡とか、そういった機能も当然あわせ持つことになるかと考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） ということは、まず何かが起こった、例えば個人的な分、それから大きなこと、ちょっとした何か、事件、事故、緊急に起こった場合ですよ、その太宰府館がどこにあるかをどなたがどのように示すのか。例えば太宰府館はここですよと、ちょうど四つ辻のところ、太宰府館こっちというふうには印はありますけれども、一般の客から見たらね、見えないのですよ。私たちはもう太宰府館はあそこにあるからと土地カンのある人はわかります。それであれば、その観光協会であり、そしてまたその中の商店街の中で、ちゃんとめり張りというのか、誘導できるようなステッカーであるとか、一目でわかるような、そしてそういう誘導のやり方とか、そういうものを詳細に煮詰めていく必要があるんじゃないかなと思うのですよ。私どもやはりよそに行ったときに自分がどこに立ち位置にいるのか、それには太宰府はちょうど十文字になっていてわかりやすい土地カンであります。コンビニもあります。太宰府天満宮さんもあります。駅もあります。いろいろな方々があそこに集っているわけなのです。ただ、1つ気がかりなのは、店舗の方たちが最近では地元の方ではなくよそから来て開店していらっしゃる場所が多くございますので、5時には閉まったりとかしますが、その辺のその事業主さんとのやりとりは観光協会を通してそういう会合をなさるのか、シミュレーションするのか、私が聞きたいのはそこなのです。せっかく太宰府にね、外国からも来る、よそからもいっぱい来ます。太宰府の観光というのは、もう宝物がいっぱいありますので、長期滞在もおれば単発で、お参りする人もいらっしゃるでしょう。その辺をもう少し観光客の身になって自分たちが外国とか観光地に行ったときにやはり何を考えるか。やはりそのコミュニケーション、地元の人とのコミュニケーションの中から防災を取り組んでいく方向にはできないものか、あわせてお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今ご指摘がありましたように参道にはこのごろ新しいお店というのが非常に増えてきております。全ての方が観光協会に入っているというわけでもないようでございます。ですから、観光協会だけではなく、また参道会でもありますとか、そういったところも通じまして、いろいろこういった避難時の要請などはしていきたいというふうには考えております。また、それだけではなく、市から直接ですね、そういった事業者につきましてはこういった避難計画を立てておりますというような説明もあわせて今後行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） これをきっかけに、どうぞ観光客が、安心して本当にいい町だと、自然を満喫して帰れるような取り組みをお願いをいたしておきたいと思っております。まだまだ不十分な点はたくさんあると思っておりますけれども、とにかく市としての取り組み、それから自治会との連携、商店街、そして留学生がおられますけれども、留学生のおられる自治会をどれぐらい把握していらっしゃるのか。そして、太宰府に住民票があり登録されている諸外国の外国の方たちの数字がわかりましたら教えてください。



○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在、太宰府市内で住民登録をされている外国人、これが約400名です。ほとんどが単身世帯となっております。この行政区の内訳までにつきましては、今把握をしておりません。また、市内の大学に通ってあります大学生、これが今約1,700人から1,800人ぐらい、そのぐらいの数になっております。ただ、学生さんの場合、やはり太宰府市内というよりもよそに住んでいる方が多いような状況であるというふうには聞いております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） このように諸外国の方が400名、大学生が約千七、八百名ということでございますから、もし災害時とか何か困ったときに、外国語に関してはこういう方たちを登録なさっていらっしゃると思うのですけれども、ちょっと余談になりますけれども私たち仙台市のほうへ国際交流について視察に行かせてもらいました。もちろん太宰府とはちょっと人数、人口的にも100万人都市でありますけれども、あの3・11の大災害の折に役に立ったのは留学生だったようでございます。と申しますのも、声のボランティア、多国語をしゃべれる、この人たちが国際交流協会に協賛し、一緒に学んで、一緒にそのための防災の活動をなされたということで、外国人は一時災害があつて、もうお国に一遍戻った方も、またそういう声を聞きながら留学生及び住んでいる外国の方が、じゃあ逆に仙台を救おう、宮城を救おうということで、その言葉を世界に発信して自国の言葉で、発信し、そしてまた戻ってきて世話になったその仙台市及び宮城県で活動、活躍しているということがあります。そのようなことを踏まえますと、太宰府にも公益法人国際交流協会という立派な組織がございます。この中で、国際交流協会と学校、在籍している学校、そして留学生、太宰府にいらっしゃる外国の方、それを取りまとめて市のほうとして何らかの連携をとり、そして住みやすい町、緊急の場合の対策としてはどのようなお考えになるのか、ご答弁できればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 国際交流協会では、外国人学生の支援事業、例えばセカンドファミリー事業ですね。そういった事業でありますとか、在住外国人の支援事業といたしまして日本語教室、こういったものを開催しているところでございます。今年度につきましては、新たに外国の文化を学ぶ現在国際交流員、韓国から来ておりますので、そういった方を活用いたしまして外国語の文化講座、また今年度初めて留学生等フォーラムなども計画しております。その中で、在住外国人でありますとか、大学生の外国から来られた大学生の方、そういった方との連携を深めていきたいというふう考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 毎年その事業は行っているようでございますが、新しく、留学生を地域の中に取り込む、ね。結局、市で生活している人もいれば、通学、通勤で見える方もいらっ

しゃるでしょう。でも、今はお客様、イベント型の交流だと思うのですよ。交流という言葉と根づくという言葉は違うと思うので、育んで、この太宰府の中で4年間及び2年間、何年かお過ごしになったときに、本当に自治協議会とか夏祭りとか、何かそういうところに留学生及び外国の方が、本当に浴衣着て集えるような、そういう根づいたまちづくりはお考えできませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 当然外国人の方につきましても地域の方と一緒に暮らせる、そういったまちづくりを目指しております。その中で、先ほどから申しておりますように国際交流協会、こういった存在もございます。また、市といたしましても、同じ太宰府市に住まれる方、太宰府市に通学されている方、そういった形で一緒にまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） ぜひとも自治会長さんとか地域の方々との連携が図れるような取り組みを重ねてお願いしたいと思います。と申しますのは、ここで住んでいた留学生、外国の方が自分の自国にお戻りになったときに太宰府でお世話になったから今度また太宰府に旅行行こうね、太宰府に行きたいね、福岡行ったら太宰府だというふうな観点でひとつ取り組みをお願いしたいと思います。

それで、今緊急時にメールを発信するような方向があっているようでございますが、まもるくんとか何かで発信することなのですが、これはどこから太宰府の市役所からその拠点拠点に配置して、その時間帯はどれぐらいかかるものか、また再度蒸し返すようですが、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このまもるくんにつきましては、県から発信する場合、それと太宰府市からも直接発信ができるようになっております。それぞれ登録がございますので、福岡県で登録されておれば両方とも受信をできるようになります。発信しましたら、メールの混雑ぐあいもあるのですけれども早いところであればもう一、二分で届くような形にはなっております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 今ちょうど梅雨に入りまして日本全国ではさまざまな集中豪雨とか災害が幸いに九州では余り聞いておりませんが、宮崎、東北のほうでは今災害に遭っているところが多いと思います。いつ太宰府でもこういうことが起こるかもわかりません。起こってほしくないのですけれども、もしそういうときに観光客や、市民はもちろんなのですが、観光客とか、それからまた外国から見えたお客様たちがですね、安心して本当に太宰府に行ってもよかったと思えるような災害の少ない、そしてもしあった場合には市民全市を挙げて市民が真ん中で、そして商店街、自治会、いろんな学校との連携やらを図りながら、本当に大切な命を落とすことのないような、そういう本当に安全で安心して暮らせるまち、太宰府に行ってもよか

ったと観光客に言ってもらえるようなまちづくりをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき3点について質問を行いますが、今回私の一般質問は一つの提起として受けとめていただければ、そしてまた今後の行政運営に参考にしていただければという思いのものでございます。

まず第1点目であります。AEDの設置場所の把握と未設置施設への設置推進についてでございます。

この件は、かつて私も一般質問をしておりますし、他の議員もされておりますが、再度質問をいたすところでございます。実は、この質問のきっかけは去る5月本市内の観光施設で女性の方が倒れられまして、その場所にAEDが設置がされていなくて、周りにいた方々が交代で人工呼吸を行い、幸い看護師のOBの方もおられましたので一命を取りとめたという事例があります。当然救急車も呼んでありましたが、救急車到着までの時間が時として一命を失うか、あるいは取りとめるかという事態もあります。基本的には、その施設を管理する方々の責任とは存じますが、本市のように観光客の大変多い町では、その観光客の方々が安心して観光めぐりができるよう市内の施設にはAEDの設置がなされるべきというふうには存じますが、行政の指導というよりもむしろお願いをするということになるかとは思いますが、現在観光客の方々がよく行かれるような場所にAEDがどうなっているのか、その把握はされておられるかどうか、伺うものであります。

また、ご協力をお願いした経過があるのかお伺いするものであります。私はかつて担当部長さんにAEDの設置場所が携帯電話の画面に載せることによって一目でどこにAEDがあるのかというシステムの紹介をしたことがございますが、それらも含めてご検討されるかどうか、お伺いするものであります。

次に、まどか号、あるいはまほろば号等コミュニティバスの相互乗入れについてお伺いをいたします。

各市のコミュニティはそれぞれの市内を循環することが基本でありますし、交通弱者と言われる方々の一つには生活支援が大きな要素であることは承知をしております。それぞれの市民の方々の意見を機会あるごとに伺いますと、例えば大野城のコミュニティが水城駅まで回ったら大変ありがたい。あるいは、まほろば号が下大利、またはJR水城駅まで回ったり、あるいはJR二日市まで回ればという声をよく耳にするわけでありまして。私も市民の方々のそのような声に応えるためにはどうすべきかというふうに思いますし、まずは行政間にて協議を図られることが重要であろうとは思いますが、さらには、それぞれの路線を西鉄バスが営業路線として運行しておりますし、それとの兼ね合いもあろうかとは思いますが、当面大野城市さんと話し

合いや、あるいは西鉄さんとの協議など検討されてはどうかと思います。クリアしなくてはいけないハードルが幾つかあるとは思いますが、大野城市、本市、17万数千人の市民の利便性を高めるためにぜひ検討してはかがかかと思しますので、ご見解をお伺いいたします。

次に、糟屋郡、とりわけ宇美町との交流についてであります。これも質問というより一つの提起として受けとめていただければというふうに思います。

ご承知のとおり宇美町は本市と隣接をしております糟屋郡内の町であります。しかしながら、旧筑紫郡と糟屋郡との交流は、これは経済、政治、観光も含めて薄いような気がいたします。旧筑紫郡内4市1町はさまざまな一部事務組合等もあり、行政や議会との会合や会議がありますが、糟屋郡内の各町とはそのようなものがなかなかございません。そこで、私は一つの提案であります。例えば政庁まつりの際に宇美町ブースを設け、窓口を開くという方法もあるのではないかと考えます。政庁まつりには宇久島や旧耶馬溪町からも来られます。これはそれなりに歴史があり今日のようになっていると存じますが、千里の道も一歩からと申します。まず、担当者間で話し合いなど開始してみられてはどうかと思います。商工会も福岡地区の会長会議では相手方の会長さんとも面識もおありのようでありまして、ぜひ行政で後押しをされてみてはと思います。文化財のほうも最近接触もあるように伺っておりますので、この際ご一考されてはと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

再質問については発言席にて質問をいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 1件目のAEDの設置箇所の把握と設置されていない施設への設置推進についてご回答いたします。

自動体外式除細動器（AED）の太宰府市内にある公共施設以外の設置箇所につきましては、昨年度も市内の医療施設や福祉施設などの設置状況を個別に確認するなど、太宰府消防署と連携しながら現状の把握に努めているところではございますが、届け出義務等がないために全てを把握できているかどうかはわからない状況であります。このため、設置場所の周知などと合わせまして設置された場合の申し出を促進するなど、正確な状況把握に努めたいと考えております。

また、設置箇所につきましては、一覧表を筑紫野太宰府消防本部のホームページに掲載し、施設名や住所、電話番号、施設内の設置箇所をお知らせしており、本市のホームページからもリンクを張りつけまして、すぐに閲覧できる状況にしております。

現在の設置状況につきましては、市が管理しておりますAEDは42台で、今年度中に新たに3台の設置を予定しております。また、現在把握している範囲では、観光客が多く訪れます観光地においては、太宰府天満宮周辺を含めまして13台が設置されており、市内におけるAEDの総設置数は市の管理分を含めまして、把握している分として102台となっております。

次に、設置の協力依頼についてでございますが、心肺停止状態などは一刻を争う人命にかかわることですので、市内の各所にAEDが設置されているのが理想であるということ

は承知しておりますけれども、導入費用や維持管理費等の費用が発生いたしますことから、これまで依頼をした経緯はございません。しかしながら、全国的にもAEDの普及が拡大しており、今後事業所等に対しましても救急救命講習の積極的な実施に向けて広報活動などを筑紫野太宰府消防本部と協議してまいりますとともに、人が多く集まる場所につきましては消防署とも連携しながら講習会などを通して、その必要性をお知らせし、設置の協力につなげていきたいと考えております。

最後に、AEDの設置箇所を検索するシステムの導入についてでございますが、心肺停止等の緊急時におきましては、まず119番通報によりまして救急要請を行っていただき、心肺蘇生を行っていただくことが最優先であります。また、消防本部では、救急要請を受けた場合、その内容と状況によりまして近くのAED設置箇所をお伝えするようになっているところでございます。

このため、現在のところ、このような緊急事態が発生した場合は、まず119番通報をすることが最善策であると考えております。

今後とも、ホームページなどによります市内のAED設置箇所のお知らせにつきましては、筑紫野太宰府消防本部とも協議を行いまして、よりわかりやすい内容にするための調査研究を行いたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ありがとうございます。

今、ご回答がありましたので、私の述べたいことはほぼ回答がいただけたというふうに思っております。今後とも関係機関とも協議をされまして、ぜひ特にこの公共施設なり人がよく集まる場所には設置を推進をしてもらうように関係機関、とりわけ消防署などとも、協議をさらに深めていただいて設置をしていただきたいというふうに思います。

この際、実は6月2日です、西日本新聞の夕刊の記事にちょっと一言という記事がございまして、AEDをコンビニに置こうという記事がありました。これは北九州市八幡東区の方の投稿ですが、ちょっと読んでみますと、民放テレビで先日福井県の一消防士がAEDを全国のコンビニに置こう、こう訴えておられるということがありました。AEDは心臓がけいれんして倒れた人に電気ショックを与え蘇生させる機械です。これを備えている公共施設が休館だったため心肺停止の父親の命を救うことができなかったという友人の嘆きを聞いたのがきっかけだそうです。それを受けて緊急の場に居合わせた人ならAEDは誰でも使えるわけですから年中無休のコンビニは最適ではないかと。定時で閉まり、休館も利用できない、なかなか利用できづらい役所などに置くよりもはるかに理にかなっておるのではないかと。したがって、AEDをコンビニなどに置いたらどうかという北九州市の男性の投稿がございました。これは消防士さんが自分の父親を救うことができなかったという嘆きから発展したようでありますし、それらも含めまして今後関係機関と協議をして安心して観光客の方がおいでいただけるように引き続き協議をしていただきますことをお願いをいたしまして、この項につきましては終わりたい

と思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） それでは、2件目のまほろば号と近隣のコミュニティバスとの相互乗入れは考えられないかのご質問にご回答申し上げます。

本市のコミュニティバスまほろば号は、公共施設を点から線へと結ぶとともに、高齢者や障がい者、子どもなどの交通弱者に配慮し、安心してご乗車いただけるものとしてJRや西鉄など公共交通機関の利便性が低い、いわゆる空白地帯に通勤通学、買い物などの交通手段を確保するなどの視点を持ちまして運行を開始し、一定幹線につきましては整備が完了したと、このように考えておるところでございます。

お尋ねの西鉄下大駅及びJR水城駅への乗り入れにつきましては、以前から同様のご意見をいただいております。市といたしましても潜在的なニーズがあるということは把握をいたしておるところでございます。しかしながら、コミュニティバスの基本的な考え方や道路幅員などの道路事情、また運行ルート、駅での待機場所、折り返し場所の確保などの問題、さらには現在保有しておりますバスの台数、経費の観点からいたしましても現時点での乗り入れは難しいと判断しておるところでございます。今後の都市整備により、道路の拡幅や新設、あるいは駅周辺の再整備が行われるなど、路線延伸の条件が整いましたら、需要が高まるようなことも確認をいたして再度検討していきたい、このように考えております。

なお、コミュニティバスの充実や整備のあり方につきましては、筑紫地区の担当課による情報共有、また意見交換を行うなど、相互乗入れを含めた今後のコミュニティバスの可能性について調査研究を努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） よくわかっております。幅員の問題だとか、それぞれのコミュニティバスの本来のスタートの趣旨なども理解をしているわけでありまして、当然大事な路線については西鉄バスさんが営業しておられるということなどもよく承知をしております。この質問をするに至った経過は実は交通運輸にかかわる議員の懇談会という組織が福岡県内にございまして、その中で、それぞれのコミュニティバスが相互乗り入れしたら利便性が高くなるなという、そういう純粋な気持ちから質問を受けまして、それも道路の幅員が（聴取不能）、今部長言われたような問題が大変ハードルとしては出てくるというふうに思います。幸いに今、佐野東まちづくり構想検討委員会が今議論をされております。それは当然JR太宰府駅を含めたまちづくりの中で道路問題が一つの大きな課題になってこようかとは存じますし、そういうものが一定程度明らかになっていく、あるいは、駅に対する循環の道がどうなっていくのかというようなことなどもそんなに遅くない時期には方向性が出てくるのではなかろうかというふうに思いますし、かつては下大の駅から旧3号線に駅の区画整理のほうから出てくるというよう

な話などもあったようでございますし、そういうトータルの面から、時期が来ればそういうものも検討していただければというふうに思います。

今、部長から回答がありましたように筑紫地区の担当者の協議会の中でも議論をされておるということでもありますから、それぞれのまちづくりの進捗状態にあわせて、そういうお互いのコミュニティバスの相互乗り入れができるようになれば、特に交通弱者と言われる人たちの利便性、これがもともとのコミュニティバスのスタートだろうというふうに思いますので、そういうものもフォローできるのではなかろうかというふうに思いますので、ぜひとも関係機関、関係担当者間で協議をしていただいて、よりよい市民の利便性が図られるように今後ともコミュニティバスの充実に努めていただきますことをお願いをいたしまして、この項については終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 次に、3件目の糟屋郡、とりわけ宇美町との交流についてご回答いたします。

本市を含む旧筑紫郡と宇美町があります糟屋郡においては、元来経済圏が異なったこともあり、別々の経済施策がとられてきた経緯があります。しかし、今日では、交通網の整備、流通の発達等もあり、経済圏が筑紫地区、糟屋地区を含んだ福岡都市圏として広がり、各行政においては広域的な施策、活動が行われております。

本市の例としましては、市商工会において福岡都市圏の商工会で構成されます福岡県商工会連合会福岡支部へ加盟することにより、糟屋地区を含む広域での情報交換会等が行われております。その成果としまして、昨年筑紫地区の商工会で実施され盛況を得ましたビジネスマッチングフェアへの参加意向が今年は宇美町商工会からも上がっているところであります。さらに、観光戦略の強化に向け、福岡都市圏の行政及び観光団体が福岡地区観光協議会に加盟しており、エリア内における周遊ルートの構築、PR等を目的にプロジェクト会議を立ち上げ、活動中であります。

また、近隣としまして、福岡県立四王寺県民の森協議会において、四王寺県民の森の環境整備及び保護や、施設の充実、維持保全について連携を行っており、特別史跡大野城跡を共有することから、文化財における宇美町との交流は長く、平成24年度からは水城・大野城・基肄城1350年事業実行委員会を通じて大野城跡を含む関連史跡の写真展や現地見学会、シンポジウムなどの啓発活動で事業協力を行っているところであります。

今後の交流につきましては、さまざまな機会を通じて宇美町の意向をお聞かせいただければと考えています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は関係する方々にお話を聞きまして、福岡地区の商工会の会長さん

たちの集まりの中でもお互い面識はあるということでございますし、特に今回答がありましたように水城・大野城・基肄城の関連で文化財なども含めて隣の宇美町さんとは共通の部分が随分あるように思います。それらを私今日ここで結論どうだこうだというよりも、そういう文化財だとか商工会の会長さん同士の議論だとか意見だとか交流などを含めていって、そしてもう只越すればもうすぐお隣の宇美町でありますから、今までは今部長お話ししましたように糟屋郡と筑紫郡がなかなかこの交流が少なかったというふうに思いますので、今お話がありましたような文化財だとか、あるいはこの商工会の部分だとかで、それをひとつ足がかりにして今後の宇美町のみならず糟屋郡との交流を図ればいいなど。宇美町の人たちに聞きますと、子どもころはもうよく自転車で政庁まつりに来てみたりだとか遊びに来てみたりということでも日常的にはよく来ていたけれども、なかなか大人になると糟屋郡と筑紫郡の、なかなか只越が日常的には越えられないなどというご意見などもあるようでありますから、この際1,350年を契機にしましてそういうきっかけになって、今後、それは一朝一夕にはいかないと思いますが、いろいろなものを積み重ねる中で先ほど申し上げましたように宇久島もいろいろな方々の努力で今日政庁まつりにもおいでいただいておりますし、耶馬溪からもおいでいただけます。そういう際に、もし検討されれば宇美町ブースみたいなものが今年、今日明日というふうにはならないと思いますが、そういうものを意識してでも宇美町さんと機会あるごとに協議をしたり交流を図るようにしていただいて只越が峠じゃなくなるように皆さんたちのご協力を機会あるごとにお願いをいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い2件3項目について質問いたします。

まず1件目、子ども・若者施策についてです。

現在、日本の15歳から34歳までの人口は約2,740万人です。そのうち若年無業者、家事も進学もしていない、いわゆるニートと言われる人の数は全体の2.3%、約63万人いると言われております。また、広義のひきこもり、これは用事があるとき以外は家にいるという者という意味ですが、これを含めたひきこもりが全体の2.5%、約70万人いるという数字が出ています。太宰府市では4年大学卒業年齢の23歳から30歳までの若者は5,799人、そのうち14%の787人が無収入です。もちろんこの中には学生だったり、障がいのため働けなかったり、アルバイトをし



ながら夢を追いかけている若者などともいます。そこで、国が出した割合を当てはめてみると、20代の若者のうち約130人がニートで、約145人がひきこもりだということになります。つまり、本市の20代の300人近くがニートまたはひきこもりの状態にあるということです。この数字をどう捉えるべきでしょうか。実態が明らかにならないため、もしかしたらこの数字も氷山の一角である可能性もあります。

この問題が表面化しない大きな理由の一つは、保護者やご家族が他人に言えず、また専門家に相談できる場所が少ないことが上げられます。妹さんがニートだった男性にお伺いすると、ご家族の苦しみや苦労は簡単には説明できないほど壮絶なものだったということでした。これまで世間の偏見もあり、ニートやひきこもりに対しての対応は余り進んでいません。ひきこもりの状態で20年以上過ごしてこられた方の保護者が、自分たちが高齢化して不安が増大し、やっと初めて相談に来られるというケースが散見されます。しかし、40代、50代まで働いたことがない、あるいは人とかかわりを持たなかった人が急に変わることは大変に困難です。私は今ひきこもりやニートという言葉が言われ始めた第1世代の人たちが40代後半から50代に差しかかっているような気がします。先ほど申し上げた300名という数字は20代の若者だけの数字です。30代、40代にも一定の数の方がおられるのは想像にかたくありません。仮に100名いらっしゃるとして、保護者がいなくなった後、その多くが生活保護の対象になる可能性があります。つまり年間億単位の費用が必要になるということです。今から対応を進めなければごく近い将来、大変な市の負担になる可能性もあります。現在、市では現状をどう把握され、今後の対応について何かお考えがあれば、お示してください。

次に、子どもの貧困についてお伺いします。

2013年、いわゆる子どもの貧困対策法が制定されました。2010年の国民生活基礎調査では6人に1人が貧困状態にあるという統計があります。等価可処分所得中央値の50%以下で暮らす17歳以下の子どもたちですが、本市の実態はどうなっているのでしょうか。

また、来年から施行される生活困窮者自立支援法の中にある学習支援など、親の貧困を子どもに影響させないための具体的な施策について現在何かお考えがあればお示してください。

2件目は、産科医療補償制度の現状と周知方法についてお伺いします。

この制度が5年前に制定され、初年度対象者の申請期限が本年度いっぱいになっています。申請漏れがあれば補償を受けられない可能性があります。本市の現状はどうなっていますか。

また、来年以降も申請漏れがないようにするためにどのような周知方法をとっておられるのか、お示してください。

回答は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の子ども・若者施策につきましてお答えいたします。

まず、1項目めのひきこもり・ニートへの対応についてでございますけれども、近年、ひき

こもり、ニートなどのさまざまな問題や困難を抱える若者の存在が社会問題化しており、これらの増加は社会全体の労働力を引き下げ、将来的な生活保護受給者や税収減につながる可能性があることを認識しているところでございます。

内閣府が発表しております平成26年版子ども・若者白書によりますと、15歳から39歳までの若者のうち広義のひきこもりの出現率は1.79%とされ、全国で約70万人と推計されております。この出現率を用いまして本市の状況を推計した場合、約370の方がひきこもりと推計されますけれども、ひきこもりは家庭内の問題として捉えがちであり、表面化しにくいことから、その実態把握は困難な状況にございます。

現在、本市におきましては、ひきこもりやニートに特化した相談窓口はありませんが、本市青少年相談センターにございます、家庭児童相談室及びヤングテレホン相談や、乳幼児とその保護者から成人の方までのメンタルヘルス、生活困窮や多重債務等による市への相談、社会福祉協議会で実施しております一般相談など、さまざまな窓口におきまして把握できている場合もあります。また、地域におきましては、民生委員・児童委員や福祉委員が相談を受ける事例もあります。

以上のとおり、あらゆる相談等の中で把握できました場合におきましては、個々の状態によりまして例えば福岡県が実施しておりますひきこもり地域支援センターや若者サポートステーションによる専門的な支援につなぐための情報提供や、状況によりましては専門医療機関への受診を促すなどの対応を行っております。

また、若者たちの起業、自立を支援するため、便利屋事業、買い物支援事業から始まりまして、NPO法人だざいふソーシャルクリエイションへ、少年スポーツ公園、松川運動公園グラウンド及び体育館の開放管理業務を委託し、若者たちの雇用の場を広げております。

さらには、平成23年に発足しました太宰府げんき若者交流会では、市内に在住、在学、在職しておられます若者たちが随時メンバーを募集し、仲間づくりのきっかけを求めている若者たちと交流を行っております。しゃべり場、謎解きアドベンチャー、frisbeedッチ大会など、独自のイベントを企画し、インターネットや市広報などで広く呼びかけることで、新たな仲間とユニークで実践的な夢、アイデアを持ち寄り、会議やイベントの企画運営を重ねていくことによりまして、みずからのスキルアップとか悩みを気軽に相談できる場づくりなどが、ひきこもり支援の一端を担っていると考えております。

今後におきましては、当事者の方が相談や治療の場などに外出することが難しい場合が多いことから、相談や受診に踏み切れない方に対する支援体制につきまして、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの子どもの貧困についてでございますけれども、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年6月に成立し、本年1月17日に施行されております。この法律は、子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されることのない社会を実現することなどを基本理念に、国や地方公共団体の責務、教育や生活等の支援のために必要な施策を講じることが

規定されております。

平成22年に実施されました国民生活基礎調査によりますと、我が国の子どもの貧困率は15.7%、特にひとり親世帯の貧困率は50.8%となっております。また、平成23年に実施されました福岡県母子世帯等実態調査によりますと、いわゆる母子世帯の年間収入の平均は236万円となっております。年収が200万円未満の世帯が49.4%を占めているといった状況がございます。

現在、本市におきましては経済的な支援策としましては、児童手当、児童扶養手当、生活保護、就学援助等の制度がございますけれども、子どもの貧困は親の就労と切り離しては解決が難しいことも踏まえ、広報等によりひとり親を対象とした就労支援、弁護士による養育費相談事業、資格取得のための講習会等の紹介に努めているところでございます。また、看護師や介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親を対象とした高等機能訓練促進費支給事業や自立支援教育訓練給付金事業の自立支援事業を実施しております。

また、ひとり親を含む働く女性の就労を支援するため、これまで保育所の増築、新設を実施しておりまして、来年4月に移転新築します五条保育所におきましても定員増を行い、200人の定員とすること、またいきいき情報センターのビガールームの開放、その他さまざまな家庭における子育て支援事業を行っておりますことも、これらは子どもが文化的な生活が送れる施策としまして子どもの貧困解消につながるものと考えております。

なお、保育所、幼稚園、小・中学校などの子どもを預かる施設におきましては、職員による子どもの見守りを行っておりまして、市におきましては子育て相談やネグレクト対応など、子どもに係る事業を担っておりまして、児童相談所や民生委員・児童委員などの協力を仰ぎながら、困難ケースへの対応とか、その支援に努めているところでございます。

以上のことから、ひきこもり、ニートからくる低収入、不安定就労、その子どもの世代の貧困等、貧困の連鎖を断ち切るためには、教育、生活、就労など、総合的な対策が必要であり、今後、国の子どもの貧困対策会議、同対策に関する検討会等の動向を注視していくとともに、平成27年4月1日から施行されます生活困窮者自立支援法に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策でございます相談支援事業を実施するとともに、任意事業となっております子どもへの学習支援事業の実施につきましても、教育機関等との連携も必要なことから、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

まず最初に、ひきこもりの部分に特化してちょっと再質問をさせていただきますが、今部長おっしゃいましたように福岡県のほうでもそういった対応として若者サポートステーションをおっしゃったように設置しているのですが、この近辺では県の施設が春日市にありますし、非営利団体が大野城市にあります、今おっしゃいましたようにいずれも対象者が、その場所に

出かけていくということが必要になっております。しかし、より深刻なのは、自分の行動に問題意識はあっても、それを解消するための行動を自分で起こせない人、また問題意識そのものを持っていない人たちだと私は思います。

お手元に先日行かせていただきましたうきは市の取り組みを紹介する資料をお配りしております。この見方なのですが、まず平成22年度不登校の方が12名、平成25年度はこれが23名になった。そして、支援回数が平成22年度は12名の方に対して129回、平成25年度、23名の方に対して541回というふうな、こういう見方をさせていただくようになっていきます。この下にございます8つの支援の輪というのを書かせていただいておりますが、この第1番目に来ているのが訪問支援なのです。うきは市社協はそのひきこもり、不登校専門の社会福祉士の方がおられます。民生委員さんなどからその情報を得た彼が、直接家を訪問するということから始めるということなのです。

先ほど部長もおっしゃっていただきましたが、太宰府のほうも今のところ待ちの姿勢ですよ。窓口は設けているけれども、積極的に出ていっているということではないと思うのですが、今福祉課のほうには社会福祉士の方が何人かいらっしゃると思うのですが、このひきこもり対策だけには限らなくてもいいんですけれども、この社会福祉士の方が家庭に入っていくというような仕組み自体は今福祉課は何か持っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 福祉課におります社会福祉士も当然でございますけれども、そのほかの保健センターの保健師とか、包括支援センターのケアマネージャーとか、保健師も含めてですね、アウトリーチという形で家庭訪問を実施しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） せっかく社会福祉士は、家庭に入ることができる、家庭のケアをできるという、その資格でもありますので、そういった仕組みがまずあるということ自体は非常に大きなことだと思いますし、この事業を始める際にも、これが必要になってくるのじゃないかなと私はまず思っています。

今、資料でお配りしております、このうきは市なのですけれども、ここは人口約3万人で、高齢化率は本市より高い25%の町なのです。自然が多くて田園風景が広がるのどかな本市よりも若者が少ないこの町で社協がこの事業を始めて5年目なのですけれども、昨年までの統計を出させていただいておりますが、昨年の対象者が不登校、ひきこもり合わせて51名いらっしゃいます。担当の方は、この51名という数字も氷山の一角ですというふうにはっきりとおっしゃっていただきました。私はうきは市と比較して人口が2倍以上で、しかも高齢化率もうきは市より低い、つまり若者が多い、私たちのこの太宰府市なのですけれども、一体どれぐらいの対象者がいらっしゃるのだろうかということが本当に不安になります。うきは市は、まずなぜこういった事業を起こしたかといいますと、社協さんが民生委員さんとの意見交換会を各地区ごと

に回って行われたのだそうです。その際に、民生委員さんからやはりひきこもりの問題がもうたくさん出されて、この問題の深刻さに気づいて、社協のほうから市長に提案をされて、平成22年度は国の補助事業、そして平成23年度以降は市の単独事業として現在に至っているということなのですが、本市でも今年社協さんが各地域を回って民生委員たちとの意見交換会を行われるというようなことも伺っておりますけれども、いずれにしても、本市でも実態をまず調査することが必要なのではないかと思います、やはりこれはうきは市と同じように方法としてはどうしても民生委員さんに頼らざるを得ないところがあると思いますが、部長のお考えはいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 地域で活動していただいております民生委員さん、児童委員さんですね、お力は当然でございますけれども、そのほかに福祉委員さんとかいらっしゃいます。その方たちのお力もおかりしながら、あとは直接お電話で、私も何回となく伺った方もいらっしゃいますけれども、そういったことを通しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） まず最初は、実態調査だと思います。先ほどあくまでこれは国の統計に合わせて申し上げた数字なのですけれども、私は本市にも、500名近くの方はいらっしゃるのではないかなという気はしております。それは他の自治体さんの印象を伺っても、他の自治体さんでも人口と政府の統計が一致しているような考えを持っておられる自治体が多いようです。あと、その実態調査がまず第一なのですけれども、それとあわせてですね、ニートやひきこもりに対するさまざまな誤解を解く必要もあるのではないかなというふうに私は思っています。マスコミ等の影響もあるかもしれませんが、ニートやひきこもりの方に犯罪者が多いような誤解が蔓延しているような気がします。これは認知症と同じようにですね、実は苦しんでいる当事者やご家族も多いのだということも含めて、まずそういったそのニートやひきこもりの方々についての理解を得る活動も必要なのではないかなと思います。ニートイコールですね、ひきこもり、ニートイコール一日中パソコンに向かって画面を見ているというような想像をする人が多いかもしれませんが、少なくともうきは市さん、視察に行かせていただいたうきは市ではですね、実際に調べてみたところ、意外と思われるかもしれませんがパソコン所有者もスマホなどの利用者が大変に少なかったということでした。市民のですね、こういったまず根拠のない誤解ですね、こういった部分を解くことによってご家族自体がその悩みを相談しやすくなるという土壌が私は生まれてくるのではないかなと思います。それによって実態調査もより容易になるのではないかなと思います。福祉部のほうで人権講座とかいろいろ開かれていると思うのですが、あるいは市の何かのイベントのときでもいいですし、行った関係諸団体とかにもご協力をいただいて、こういった誤解を解くような啓蒙活動みたいなのも必要だと思いますけれども、部長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） これまで毎年ですけれども精神保健福祉講演会という形で市民向けに啓発事業を行っておりますけれども、その中に、そういったひきこもりとか、発達障がいとか、そういった全てを含んで、その時々やっております。そういう機会を通じて、市民の皆さんに啓発を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 現在、本市には、ひきこもり対策として社会福祉法人みらいが居場所づくりを行われ、県の緊急雇用対策事業補助金で数名を雇用されておられますが、この6月でその制度が終わります。これは解放地区だけの取り組みなのですが、9名もいらっしゃったニートやひきこもりの方を掘り起こし、一定のケアを行った上で不規則なアルバイトという形なのですが、少なくとも外に出てきて、あるいは不規則ではあるけれどもアルバイトで働くというところまで社会復帰させたというノウハウを持っておられるわけですから、今後は、補助金は切れるのかもしれませんが、むしろ社会福祉士とか心理療法士といった専門家を派遣してこの体制を強化して、せめてまずは家から出ていく、よく言われるところの第2のひきこもり先というふうな言い方をされるそうですが、そういった居場所としての機能が果たせるようになるのではないかと思います。部長いかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今のご指摘の事業でございますけれども、平成22年度から実施しております。平成22年から平成23年度におきましてひきこもりの方の若者ですけれども、7名中6名の方がですね、ひきこもりの方ということで、雇用をしております。また、平成25年度から、7名中6人の方がニートということでひきこもりではございませんけれども、その方々がそこに集ってあります。その過去の実績の中で、いろいろな就労支援を行った結果、生活の向上を図ることができまして、2名の方が、一般就労につながったということがございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私の質問の趣旨はそのような実績を持っておられる、ノウハウを持っておられるわけですから、今後も何らかの形で引き続き事業は単体では行っていられると思うのですが、先ほど申し上げたようにあそこは今対象としている地域が一定限られているのです。したがって、これをもう少し全市的に広げて市内のそういった対象の方々が気軽に来れるひきこもり先、第2のひきこもり先としての居場所としての活用ができるのではないかなというふうに考えているのですが、そういった活用の仕方はもちろんみらいさんとの協議も必要ですが、ご検討いただけますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 緊急雇用事業から始めましたこの事業につきましては基金事業ということがございまして本年の6月で終了することになっております。その来ていただく方については、地域の方だけではなく、ハローワーク等を通じて募集もしてございまして、補助金は切

れますけれども、今後についてはですね、検討していきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 就労というのはもう結果的にニートやひきこもりの方にとってはもう最後の段階に来ているところであって、私が今申し上げているのは最初の段階ですね、居場所、要するに家以外に居場所をつくる、家から外に出るということを促すということがまず第一じゃないかなと思っているのですが、市長にちょっとお伺いをしたいのですけれども、この問題は、近い将来市にとっても大きな財政負担につながる可能性もはらんでいます。うきは市ではご紹介したような取り組みを行うことで、支援対象者の6割が社会復帰するところまで来ているそうです。つまり将来の社会保障制度の受給者になるかもしれない方々の6割が納税者になる可能性のほうが高くなったということなのです。担当の方は資料にあるようにですね、51名のこの対象者に対して、1,179回の支援を行っておられます。つまり一気呵成ではなくて個別訪問から電話やメール、チャットでの対応など、一人一人の課題に合わせて丁寧に対応しているということなのです。また、本人だけではなく家族のケアを行い、その悩みを吐き出すことができる場所づくりも行っておられます。ひきこもりやニートの方々にとって社会復帰するための一番の動機づけになるのは元当事者からの経験談だというふうに担当の方はおっしゃっていました。先ほど申し上げましたが、等計上で考えますとですね、本市でも本当に500名程度の対象者がいらっしゃる可能性があると考えべきだというふうに私は思っています。そこで、先ほど福祉部長にも何度かお話をしましたけれども、一定の予算は必要になりますが、まず実態調査ですね、本当にどれぐらいの方がいらっしゃるのかということを実態を把握して、そして本当に一定の予算をかけて取り組むことが将来の市の負担、市の財政負担を減らすことにもつながるというふうに私は考えますが、市長のお考えをお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） ひきこもりあるいはニートへの対応、要因はいろいろあると思います。私もちょうどその時代に子どもを育てましたので、このきっかけづくりの一つ、子どもの友達を見ておりましたが、就業の機会がないということ、これがきっかけになってきておる。能力はあってもそういった希望するところに必ずしも行かれてないということ、100社も200社もずっと就業活動をしながら、結果的にそのことがかなわなかったと、社会に対する諦めというふうなことが一つにはあると思います。そういった意味においては、これは社会問題であり、国の責任でもあり、地方の責任であるというふうに私はそういうふうに捉えておるところです。そういった背景から平成23年から私は2期目の公約に掲げました。若者が集まり活動できるまちづくり、若者から太宰府の中で就業できるような、そういったことができませんかと、そういった訴えがあったのをきっかけに、この公約の中にも掲げて今若者が巣立ち、そしてげんき若者の交流会も立ち上げ、同じ悩む者が集まり、そして今活動をしてもらっている、それを私は支えておる、支援をしておる今の市の姿だというふうに思っております。ある部分は、ここでも部長が紹介しましたように、まず社会が受け入れがなければ起業せると、自分で事業を起

こして自分で立ち上がっていけど、それを市は支援するよというふうな形の中で行った一つが今便利屋事業と、あるいは買い物支援事業というふうなことで部長が説明しましたけれども、NPO法人だざいふソーシャルクリエイションを設立させて、そして自立への歩みというふうなものを今始めているわけです。それに対しまして私どもは少年スポーツ公園でのトイレ清掃、それから松川運動公園グラウンド、体育館でのそういった開放管理業務、これを今できる部分からスキルアップ、キャリアアップをそのことによってやっていくようにと、それが最終の目的でなくていい、今を大事にしながら自分自身力をつけていくようにというふうなことで今やっておるところです。

若者もそれに応えて便所掃除、あの汚い便所掃除、一般的に嫌われる部分、現場にも私は出て、見ております。ここ悪いよと直接手でやれというふうな形の中で指示しながら行っておる状況です。そういった姿、一つのサンプルですけれども、そういった若者が非常に多いということです。この若者を国あるいは県、市、直視しながら、そういった場、生産部門が海外に出ていっている、そういった時代からそういったニートの問題が出てきた、そういった状況をやはり支援していくのは行政であり、あるいは第一義的には自助、自分ではい上がっていくという、そういった人生には挑戦する気持ちも大事だと、それを私どもは支援をしておるというふうな状況です。どういった状況で今何人おられるかというふうなこと等についてもなかなか難しい問題もあります。心を開いてくれるかどうか、人生への諦めに陥っている若者も、大学を出て非常に能力がありながらそういった状況に陥っている若者もいるということです。市としては限りなく今後においても、今も支援しておりますけれども、今後においてもサークル的な連絡協議会も含めて若者を広く悩みのある者を含めて呼びかけていくように今、いたしておるところです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

今、市長がおっしゃった、その就労の場をたくさん設けてできるだけ太宰府で仕事が見つかるような体制づくりというのも非常に大切なことだと思います。先ほど福祉部長もおっしゃいましたけれども、それとあわせてアウトリーチ、家庭の中にやはり問題、課題がある家庭がたくさんありますので、もし可能であれば、社会福祉士というのはそれだけの国家資格ですから、そういった人材が市の中にも社協にもいらっしゃるわけですから、ぜひ活用していただいて、将来の、本当に大きなこの社会保障制度の中で受給者を増やさないためにも、今から市としては取り組んでいただきたいと思います。

次に、子どもの貧困についてちょっとお伺いしますが、実態については先ほど数字はちょっといただけなかったのですが、先ほど部長がたくさんおっしゃっていただきましたように、市としてはその就労支援であるとか資格取得であるとか養育費相談、そういった自立支援を保護者も含めてやっておられるということなのだと思いますけれども、ちょっと今回は就学支援につ



いて聞きたいのですが、6月10日の東京新聞によりますと、昨年制定されました生活保護基準の見直しによって71の自治体がですね、就学支援を縮小するという動きをしているそうなのですが、本市では準要保護世帯も含めて就学援助の対象枠を変更することはないと考えてよろしいでしょうか。

また、この就学援助については周知方法が学校によって異なっているというふうに聞いておりますが、これが本当なのか、そして、それで実際に問題はないのかということについてあわせてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） まず、最初の質問ですけれども、援助の基準は変わっておりません。70幾つがですね、変わると報道されておりましたけれども、福岡県でも幾つかありましたが、私どもは変えておりません。

それともう一つ、周知方法については小学校の新1年生に対する周知が様式等がちょっと違うというようなことございまして、周知しないということではないということございませぬ。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 周知方法が違うだけで特段問題はないというふうにご回答されたというふうに考えますが、文科省が、平成10年度に要保護児童の就学援助支給品目とした部活動費、生徒会費、PTA会費は本市の就学援助規則の中には文言としては入っていないのですが、その他に入っているのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） ご質問いただきました就学援助の内容でございますが、給食費、それから学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費等ということで、今質問をいただきました内容についてはこの中に含まれておるといふふうに捉えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

本市ではそういった対応をされているということですが、本来私は、これは国がやるべきことで国内で一律のサービスを本当は受けられるべきではないかと思っております。日本の教育予算対GDP比率なのですが、これはOECD加盟国30カ国中最低なのですね。現段階でやはり国が動いていませぬので、せめて自治体だけでも、手厚くこれからもやっていただきたいと思っておりますし、先ほど福祉部長がおっしゃいましたが、来年施行されます生活困窮者自立支援法のあのプログラムの中に学習支援というのが入っているのですが、貧困の連鎖からせめて子どもたちが、学習の能力の課題が残らないような形で自治体として取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） 子どもの貧困のことをごさいますので、私のほうでちょっと答えさせていただきます。

子どもの貧困というのは総体的なものでございまして、生活保護、準要保護等いろいろなもので保障はしておるのですけれども、そういうことではなくて豊かな生活、文化的な生活ができていくかどうかということが1つ大きな問題となっております。そして、子どもたちが生きていく力、そのためには豊かな確かな学力でありますとか、豊かな人間性、健康体力と、そういうものが相まって生きる力を育てていかなければならないというふうになっております。そういうところで、これから福祉等も連携を図りながら子どもたちの貧困あるいは社会保障としての生きる力をどう保障していくかということには検討してまいりたいと思っております。学校は学校として豊かな学力もまた向上させるための施策等を考えていきたいというふうにごさいます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

先ほど申し上げたように親の貧困が、子どもに連鎖して学習に課題が残らないような形がやはり望ましい。子どもがきちんと自立できる基礎能力をきちんと養えるような形で来年度以降、この自立支援法の活用をお願いしたいと思います。

私が今回このひきこもり、ニートについてとか、1件目に質問したのは、まだ本市としてもほとんど取っかかりがない状況で、本市だけではなく多くの自治体が、まだほとんど取りかかっていない現状だと思います。今回質問しました一番大きな意味は、現状を見ていただいて、本市の中に一定数必ずいらっしゃるし、その方々が将来的に生活保護の受給者になる可能性が非常に高い。そういった方々がいらっしゃるということの問題提起が一番大きな理由でございまして、これで1件目を終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目、回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（古川 芳文） それでは次に、2件目の産科医療補償制度の周知につきましてご回答申し上げます。

この制度は、平成21年1月より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環といたしまして、公益財団法人日本医療機能評価機構において実施をされております。分娩機関による同機構への補償制度加入によりまして、分娩に関連して発症いたしました重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどによりまして、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的といたしております。

周知につきましては、母子健康手帳に産科医療補償制度に関する記述がございまして、詳細な説明は分娩機関において行われておるところでございまして。

また、平成25年2月12日付厚生労働省医政局総務課より同制度の普及啓発に関する周知依頼

がございました。障害者手帳の窓口であります福祉課等市役所内及び母子健康手帳を発行いたしております窓口である保健センター等々にポスター、チラシを設置をいたしまして周知を行っておるところでございます。

本制度の申請期間につきましては、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までとなっております。平成21年1月の制度創設から5年を経過いたしました平成26年1月より順次申請期限を迎えておりますことから、筑紫保健福祉環境事務所、筑紫医師会などとも連携をとりながら申請漏れがないよう今後も引き続き本制度の普及啓発に関する周知を行ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 本市にはこれまで対象者はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 本制度が、市町村などの行政を通して申請するというシステムではございませんので、そこまでの把握はできておりません。ただ、先ほど申しあげました機構のほうからの資料を見ますと、平成21年の創設から平成25年までの数値になりますけれども、審査件数が918件、補償対象が818件というふうな数値が出ております。この脳性麻痺の原因といたしましては、出生前後の低酸素とか感染症などにより脳が障がいを受けるというふうなことでございまして、一方原因が全くわからないという場合も少なくないということでございます。また、出生の大体1,000人当たりおおむね2.2人から2.3人という数字が示されておりますので、このような状況から推測をするしかないかなと。ただ、現在において本市内での制度申請の該当者はないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。対象者はいないということなのですが、これも福祉のほうと連携をしていただいて、障害者手帳を支給されるときに、この可能性がないかどうかということももう一度確認をする必要があるのではないかと思います。今後も、これからずっと毎年これから申請切れがやってくるわけですから、十分な周知をしていただいて、丁寧に対応していただかないと、自己申請の主義になっていますから申請しなかったら補償が得られないということになりますので、そういった申請漏れがないようにしていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、12番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告の内容につき質問いたします。

まず、いじめ対策機関の設置について伺います。

昨年、滋賀県大津市の中学生自殺事件を契機にいじめ対策が喫緊の課題となったことから、本市においてもいじめ問題や不測の事態が起きた際に、客観性の高い検証評価や解決に向けての調査を実施し、その対応策を審議することを目的として太宰府市いじめ問題等対策委員会を新たに設置しました。これは教育委員会に属し、緊急会議のほか定例会議の開催を行うとありますが、現在までの活動状況についてお聞かせください。

いじめに関する事件は、大津市の後も全国で次々と起こっており、本市においても市長部局と教育委員会のそれぞれに対策機関を置き、連動して対処する必要があると考えますが、ご所見を伺います。

次に、西鉄都府楼前駅広場に公衆トイレを設置することについて伺います。

西鉄都府楼前駅ではトイレは構内のみで広場近辺にはなく、待ち合わせやイベント時など市民、利用者は困っています。将来的に設置のお考えはあるのか、また関連して駅の北側3号線高架付近にタクシー乗り場を設けることができないものか、ご所見をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1件目、いじめ対策機関の設置について回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目のいじめ対策機関の設置について教育長答弁とのことですが、私から回答させていただきます。

まず、1項目めの太宰府市いじめ問題等対策委員会の活動状況については、現在、弁護士、臨床心理士、学識経験者、児童委員の4人に対して委員の委嘱を行いまして、昨年12月に第1回目の定例会を開催しているところでございます。

本委員会は、弁護士、学識経験者、臨床心理士など、幅広い専門家から成る第三者機関として位置づけ、専門的な立場から本市のいじめ問題等への取り組みや不測の事態が生じた際の対応等について、より客観性の高い検証評価や解決に向けての調査が可能であり、いじめ問題等の予防と対応策を審議するために設置しているものでございます。

現在のところ、いじめ問題等により児童・生徒に対する重大な人権侵害や当事者間双方の意見が教育委員会の介入によっても収拾がつかない事案、また生命にかかわる重篤な事案は発生しておりませんで、そうした事案の調査審議を行う緊急会議は開催はしておりません。

次に、2項目めの市長部局と教育委員会に対策機関を設置することについてですが、本市において太宰府市いじめ問題等対策委員会の設置の後に平成25年9月に国のいじめ防止対策推進

法が施行され、それを受けて平成26年3月に福岡県いじめ防止基本方針が策定されました。それによりますと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針策定の努力義務やいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会設置の努力義務、市町村長による附属機関として再調査を行う第三者委員会の設置がうたわれております。

本市におきましても、現在の太宰府市いじめ問題等対策委員会が、その目的や所掌事務に重なる部分や足りない部分もあることから、いじめ防止対策推進法や福岡県いじめ防止基本方針に沿うように太宰府市いじめ防止対策基本方針を策定をいたしまして、いじめ対策機関の設置について整理、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。

今までのいじめに関して私だけではなくて結構議会でも何度も、質問等もあってきたわけですが、昨年今言われました、その対策委員会をつくったということで、ちょっとこの太宰府市いじめ問題等対策委員会に至るまでのちょっと経緯をざっと、ざっとですよ、言いますと、まず、第五次総合計画の前期基本計画ですね。7つの目標と34個の施策で構成されておりますが、その中の目標3、施策15の学校教育の充実の中には特に記述はなしと。また、平成25年の市長の施策方針は、これは簡単というか、短い内容であって、それはそれで大変いいと思うのですが、その中にも言及はなくて、第4次実施計画ですね。この前いただいた分ですが、この中の基本方針にも記述がなしと。児童・生徒の心のケアを云々とありますが、これは不登校児童に対する心のケアというふうな内容でしたので、そういうふうな形でいじめに対するあれはなかったというのが現状ですが、先ほどご回答にもありましたように昨年の4月1日から、この対策委員会規則が施行されましたね。それに基づいて今お答えいただいたのですが、1回だけ定例会をやったと。それから、4人へ委嘱されたということでありますですね。しかしながら、その後、去年の8月の日付になっておりますが、施策評価シートを見ましても学校教育の充実の中の施策の課題懸案事項にも何ら記述がないと、いじめに関しては。ということは、このいじめ問題というのは課題でもないし、懸案事項でもないのかなと、そういうふうな評価をされているのかなと見る限りでは思うわけですよ。しかしながら、本年3月の定例会の市長の施政方針では、問題解決のための支援について、いじめ、暴力等の問題行為への対応解決のため、対策委員会を開催し、実態、把握、分析、予防、対策等審議を行っていきますと説明があったわけですね。

そこで、今言いましたように結局どっちかというとなしなしなしの状況だったと。少なくとも我々が見る限りの資料とか説明ではなしなしなしだったのですが、しかしその間、おとしになりますかね、おとしの9月だったかな、大津市の事件が起きたと。そういったことを受けて、うちだけではないと思いますけれども、そういうふうな対応を急いでやってきたという

のは、それはそこそこの実情と思いますよ。

ところで、その大津市の前にも、しかしこの近辺で言えば筑前町の事件とかあったわけですよ。同じぐらいかもっとひどいかもしれませんね。大津市の場合は対応について非常にまたマスコミ等から非常な、たたかれたというか、国民的な非難があったわけでありましてけれども、そういった中で、私はずっと平成15年の1期目から総務文教常任委員会に属しておるわけでございますけれども、総務委員会は2年に1回全学校、11校ですね、中学校4校、小学校7校、全部お邪魔してですね、いろいろな問題等々について所管調査ということでお伺いしてるわけでございますけれども、この10年間1回もいじめの件数に関しては、ゼロだと。これはもうご案内のとおりですけども、そんなことがあるわけないと、これはもうここでたびたび申してきましたけれども、六千数百人ですかね、児童・生徒が10年間にわたってそういったいじめ等々がないというのは我々生きてきた経験から考えて絶対にあるわけなのですよね。しかしながら、ないと。そのないというのは本当はないのですかというとないと。それはどういうことかという、いじめとは何だという、その定義の問題だということを言われたわけですよ。しかしながら、今ご回答にもありましたけれども、今後対策推進法ができた。その中でもはっきりその精神的、肉体的に苦痛を感じているのだったら、それはもういじめだよということがはっきりわかったので、今後その件に関してはそういうふうな回答はできなくなってきたと思うわけですよ。

そこで、ちょっとまずはですね、もうちょうど1年になるもので、総務委員会でこれは審議をしたわけですけども、この対策委員会に関してですね。そして、施行されたわけですが、まずこの委員会について、これ常設ではないということで確認していいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 現在の太宰府市のいじめ問題等対策委員会規則によりますと、教育委員会の附属機関として常設ということで開会、設置をしておるところでございます。昨年度がまず設置をしたばかりでございましたので、まずは第1回目を開こうということで太宰府市のいじめに関する状況がどうなのかといったような実態等を提示をいたしまして、それと同時にどういった取り組みを太宰府市で行っておるかといったようなことの説明をいたしまして、そういったいじめの状況把握及びそのいじめの具体的な取り組み等についての評価、点検をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 先ほどの市長の施政方針の中にも、分析、予防等て、その予防をはっきりうたっておりますので常設じゃないのに予防というのはちょっと難しいと思うわけですよ。まして最初のイメージ的には、何かあったときの第三者機関とはっきりおっしゃっていただきましたけれども、それをその専門家の目で分析してというふうなことではあると思う。しかしながら、何か事例があったときに急遽招集してですよ、そこだけの議論で果たして市の判

断としての審議力がどうなのかというのはちょっと疑問ですね。さっきも聞いたようにまだ1回しかやっていないということですよ。そもそもこの規則によりますと、その招集は委員長が行うと。ただし、その第2条では教育委員会の要請に応じということですが、これは委員長のご判断で単独の招集とかはできるというふうに考えてもいいわけですかね。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） そこは委員長、教育委員会で判断をして招集ができるというふうに捉えていただいていると思いますが、説明不足でございましたかもしれませんが、まずはとにかく昨年度につきましては第1回目ということでですね、会議を開いておりますが、定例である会議と、それと生命等にかかわる重篤な事件が発生した場合に緊急で会議を開くと、その2つを機能、役割として持つものとして現在のいじめ問題等対策委員会を設置しておるところでございます。

ただ、先ほど冒頭で回答いたしましたとおり、国、県等の新たな動きがございます、今の本市で設置しておりますいじめ等対策委員会のあり方等についてもやはり若干問題があると。第三者的な役割を果たすものをしっかり市長部局のほうにも設置して考えていくべきだというふうにいじめ防止対策推進法の中でも述べられておりますので、そこも含めまして、これからどういう方向で教育委員会の附属機関、あるいは市長部局の附属機関等も含めて、こういった形で対策委員会等を設置していくについては協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 今、ご回答の中に少し幅を広げていくというふうに私は理解したのですけれども、まさにその予防、対応策審議ですね。いわゆる何か事後的に何か重篤な事件があったときに対応するだけなのか、そもそもその本市の教育行政の中においてそういったいじめ等が起らない、あるいは重篤な事件に至らないような、そういうふうな政策的なものも審議されていくのであれば定例会2回というふうに聞いてはおります。あと、それと何かあったときの臨時ですね、緊急会議と聞いておりますが、もう少し定期的な議論が審議が必要ではないかと、そう思うわけでありませう。

そこで、ちょっともう少しこの対策委員会についてお聞きしたいのですが、委員会でも出ている、我々の総務でも出ているのですが、警察関係者ということでこれはOBというふうに当時の課長からはお聞きしてるのですが、これはOBなのか、警察関係者とありますが、それはOBということでもう一回確認ですが、理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） この対策委員会のことについてちょっと私のほうからご説明させていただきます。

2011年に、まず大津市の事件が起りました。それを受けて国のほうがいじめ防止対策推進法というのをその後に成立をさせていただきます。それを受けまして各市町村におけるやはりこ

の重篤な事案が発生したときのため、あるいはその前に、それを防ぐためにどうあるべきかということを検討なされてきて、その後福岡県のほうから平成25年10月ごろにこれから後、いじめ対策連絡協議会の設置でありますとか、いじめ対策の附属機関を設置するというようなスケジュール等も示されてまいりました。それを受けまして、これをその前から考えておりましたいじめ対策連絡協議会、連絡会、委員会を私どものほうでは12月に設置をまずはいたしました。そして、今おっしゃいましたように年2回の定例会と、もし何かあったときのための動き出しのための組織として設置をいたしました。そういうことで、12月18日に設置したわけですが、それから後はまた県のほうもいろいろと組織の設置等が進んでまいりまして、県のほうは教育委員会のほうでいじめ対策連絡協議会というようなことで、今言われましたような県の警察の関係者の方、あるいは臨床心理士でありますとか医師会とか、いろんな幅広い中でこの連絡協議会が設置をされて、つい先月、その会議も行われたところでございます。

それと、私どもが設置した、このいじめ対策委員会のほうと見ると、やはり先ほど部長が答弁しましたようにまだまだ足りない委員の方がありそうでもありますし、そういうことから、今後のこれの充実のために改めてこのいじめ対策連絡協議会というような形で発展してまいりたいという案も持っております。

そして、もしそうやってもし何かあったときにこの教育委員会が行ってきて対応してきたことが本当にそれで正しかったのかどうか等のまた検証をその該当の保護者等からあったときに再調査をするというふうな組織として市長部局のほうにも第三者機関が必要じゃないかということで、先ほど県知事のほうも定例会のほうに県知事のほうに基づく第三者の再調査機関を提案するというところで載っております。そういうところから、市長部局のほうの再調査、そしてそうならない前に私ども教育委員会ほうで通常から、いろんな幅広い知識をお持ちの方からのお話をお伺いするなりして対応するような連絡協議会を持っていきたいというふうに考えて、今それぞれの役割分担の調整を始めたところでございます。

そういうところから、第一義的には学校がいじめがないような学校をつくっていくということが第一義でございますが、そのために常日ごろ、通常からやれること、そしてもし何かあったときのための対応をすることを第一義的なことで学校と教育委員会との連携、そして再調査が必要なときには市長部局のほうの第三者機関という、そういう複層構造の中で体制を整えていきたいということが現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 最初に、1 答目でお答えいただいたのは、現在とりあえずとは言っておられませんけれども、対策委員会があつて、それでまずはつくったばかりだからまず1 回目やってというふうなことのご説明がありました。また、今教育長のほうからは、県のその方針ですね。出て、その中でまたいろいろと今後検討していくというふうにちょっと聞こえたのですが、ご案内のとおり、今お隣の大野城市でも議会あつておりまして、条例案が出されておられるようです。内容の詳しいことは私新聞で読んだ程度しか知りませんが、その中に



報道されている内容というのが、まさに今教育長がご説明されたようなことで、ちょうど今本市におけるこの対策委員会が市長部局にあるわけですよ、専門家集団としての。そして、その学校、教委というのは、その連絡会議で現状の把握といったものをやると。そして、それが密に連絡して、そしてその中で何か足りないものがあれば、そのとき初めて第三者としてこれは市長かな、に対してさらなる調査等々を勧告というかな、言うというふうな内容であると思います。まさにそういった内容が求められるということで今日は質問してるのですが、お話を聞いていると何となくそっちの方向に行くのかなというふうな感じも受けております。

幾つかその他の細かいことではありませんが、委員会の中でまだはっきりした回答をいただいていない分で総務の委員から議会も何か重篤な事件があって、全部終わった後に報告だけ受けてもこれは議会としての責任としてもどうかなということで、この中に議会から正副議長なり所管の委員なりを入れることは考えられないかということに対して検討しますというふうな答弁を当時1年前にいただいているのですが、その後何かご検討いただけましたか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 教育長もお答えされましたとおり、門田議員さんおっしゃってあるいじめに対する対策機関のあり方について今協議をしておるところでございます。今ありますいじめ問題等対策委員会の構成メンバーでありますとか、それから役割でございますとか、それから新たにいじめ問題連絡協議会を教育委員会の附属機関として設置するならどういった構成メンバーでどのような機能を持たせるのか、また市長部局のほうに第三者委員会を設置するのであれば連絡協議会との関連でございますとか、それから役割等についても、これから市長部局との連携をしながら協議をしていきたいというふうに考えておりますので、ここではっきり答弁はできませんが、そういった構成メンバーについても、現在検討中ということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） その辺の議論は今後もお願いしたいと思います。先ほども例えば警察のOBということで最初の回答は委員会で受けとるのですけれども、例えば議会のOBと議会関係者というのは同義ではないわけですよ。警察OBというのは警察関係者かというところなのかなという問題もあって、例えばこの大野城市さんの条例では連絡会議のほうには県警や医師会というふうにはっきりもう専門家として入る、現職として入ることができる形にもなっております。それだけいわゆる防止の実効性が高いのかと、研究内容も深くなるのかという気がいたします。

ところで、教育要綱ですね。教育施策要綱の中に先ほどもご説明ありましたが、いじめ防止基本方針。これは努力義務ということですが、まだこれはできてはいないということですかね。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○**教育部長（堀田 徹）** 実はもう昨年度から、検討には入っております、本市のいじめ防止基本方針についても検討を重ねておりまして、まだ全体表面には出しませんが、今もう十分練っております、最終段階には入ってきておるところでございます。時期が来ましたら、また条例等の制定等ともかかわりますので、その時点で公表をし、お知らせをしたいというふうに考えております。

○**議長（橋本 健議員）** 12番門田直樹議員。

○**12番（門田直樹議員）** ありがとうございます。

細々あるのですけれども、大体大きな筋道はご答弁の中で理解できましたので、小さいところは省きまして、報道等もうしょっちゅうあっているわけですが、いわゆる大津市があつて、もうその前からずっとあるわけですが、この対策法ができた後もざっと調べただけでも6人以上の自殺者がおられると。それも、回答されない都道府県というのがかなりあった中でですね、間違いなくということでもそれぐらいがあるということで、これはもう本当にいつどこにあるかわからないということで慎重な対応が求められるし、お願いしたいと思いません。

そこで、もう最後になりますが、この機関新設について、その当のといえますか、その前からあつたのですが大津市、女性の市長さんですが、そちらで非常に困られたと。何に困られたかということ、これは記事のままですよ。そちらの向こうの話ではありますが、とにかくその隠蔽に困つたと。この自殺事件で市教委や学校の隠蔽行為に直面した市長はということで教委とは別に常設の第三者機関を設け、市長部局の専門員が子どもの相談に応じる仕組みをつつたと。市教委任せじゃなく外部の目を入れた複数の救済体制が不可欠だと。いじめに対してはもう私どもが言うよりももう十分にご理解、ご案内と思えますけれども、とにかく根が深いと。生き物のさがかもしれませんけれども、悔しいのはですね、とにかく子どもというのは成育過程なわけですよ。成長に差があるし、環境に差があるし、いずれは成人して1対1の大人になって戦うべきは戦っていいと思うわけですが、このいじめというのは何か間隙を縫って、どこかストレス等々が出てくるのかもしれません。しかしながら、このいじめというのはひきょうと、日本人の感性、日本に限らずですけれどもね。非常にこのひきょうなものであるということで、仮にこれが表に出ないで済んでも、その個人の精神史において消えることない汚点を残すということをぜひ教育現場でも、子どもたちに伝えていただきたい。

そして最後に、ちょっと市長、そういうふうなことで今教育長のほうからご答弁はいただいたのですが、教育部のほうではそういうふうなお考えと県の方針に従つてということですが、他市がするからではなくて、本市といたしましても市長部局のほうも今後何らかの対応を考えていかれるようなお考えがあるか、お聞かせください。

○**議長（橋本 健議員）** 市長。

○**市長（井上保廣）** 子どもたちのいじめ問題、本当に深刻な問題だというふうに思っております。私ども、私の経験から申し上げますと、太宰府市を初めとして同和地区を抱えている地域

におきましては昭和40年の同対審答申以降、太宰府市におきましては昭和45年に同和対策室を設置をいたしております。憲法で保障されております基本的人権の尊重、人として幸せに生きる権利、このことが踏みにじられておるといふ深刻な社会問題として同和問題があるわけですが、そのことを通して昭和40年以降からもう40年になろうと思っておりますけれども、教育委員会はそのことは説明をされておられませんけれども、いじめ問題も含めてずっと同研、同和研究協議会、その中には社会同研、あるいは就学前、あるいは学校教育同和研究協議会、あるいは行政、行同研、いろいろな中でやがて7月には同和問題の強調月間になりますけれども、そのときに全県下同和問題、あるいは人権問題に触れるというふうなこと、シンポジウムを含めて。あるいは、学校現場では一人一人を大事にする教育というふうなことでの人権作文であるとか、そういった取り組みをずっと継続して取り組んできておる。いじめがいかにか根深いか、人の幸せに生きる権利を踏みにじることになるのかというふうなことを人権作文を通して、あるいは子どもたちがみずから演じる演劇を通して私は太宰府の少なくともよその自治体は言えませんけれども、太宰府市にあってはそういった取り組みを継続してきておったこと、あるいは学校現場においてもその視点でしてきてもらっておったことが人権意識、あるいはいじめ問題等についても子どもたちが素材として考える。やはり悪いことなのだと、やはり感性の問題と思っておりますけれども、道徳も含めてそういったことへの接近といひましようか、が数多くの事例を通して学んできた、学習してきた成果が今あるのではないかと、日々のそういった積み重ね、いじめ問題等々については今も議員のご指摘のように大人の世界の中でもあるわけです。あるいは、それを踏み越えていく力も子どもたちにも、つけさせているわけでございます。そういった見抜いて、そういった差別を同調しない、そしてそれは悪いことだとはっきり言えるような、そういった教育を私は太宰府市の教育委員会、あるいは学校現場の諸先生方、努力をしていただいております。その成果が今のような状況にあるというふうに思います。もしも、仮に不幸にして起きる場合もありますので、今ご指摘のありました太宰府市いじめ問題対策委員会等については、これは設置の必要があれば条例化でも含めて今後検討したいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。

人権といいますと、また別の意味で広がりますから、まずはいじめということで、お話の中に道徳教育の重要性ということも申されました。まさに私もそう思います。今後とも鋭意努力していただくようお願いしまして、1問目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目、回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 次に、2件目の西鉄都府楼前駅広場に公衆トイレを設置することについてご回答いたします。

まず、将来的に設置の考えはあるかについてですが、西鉄都府楼前駅には現在、駅構内にト

トイレが設置されており、駅前広場への新たな設置につきましては近年地域から要望としていただいております。西鉄都府楼前駅広場は観世音寺土地区画整理事業によって整備した市の所有地でありまして、コミュニティバスまほろば号の乗りかえ結節点となっております。広場内には、現在、歩道部分にバス停留所、タクシー乗り場、駐輪場を確保しておりますため、公衆トイレスペースをさらに確保することは困難な状況であります。トイレを新たに設置する場合、建設費用だけではなく、年間に維持管理する予算の確保、また一方ではトイレ設置予定箇所の近隣住民の理解を得る必要もあると考えています。このようなことから、西日本鉄道株式会社に対しまして、駅構内トイレの転用など、市民の皆様の利便性向上のためご相談をしてみたいと考えております。

次に、駅の北側国道3号線高架付近のタクシー乗り場設置につきましては、市の要望として道路沿いにバスカットの形で整備する方法、高架下にタクシー専用の広場を整備する方法で提案し、平成23年5月に国道を管理されております国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所と協議を行っております。協議の結果、道路沿いにバスカットの形でタクシーの待機場所を整備する方法につきましては、設置が認められないものであること、高架下にタクシー専用の広場を整備する方法につきましては、歩行者動線とタクシー動線が交差するため事故の懸念があること、また現行の駐車場スペースが確保できなくなることから断念した経過であります。

また、タクシー乗り場として駅北側隣接地を調査いたしました。現状では駅から近く、利用者がタクシーを目視できる適切な用地がない状況ではあります。タクシー事業者の要望状況についても今後把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。

ちょっと順番逆にタクシーのほうから、ちょっと意見といいますか、みんな言っているのが特にご年配の方とかですね、福岡からおりてきて、左側におりるわけですね。しかし、タクシーが以前はあったのですよね。以前は道路を渡ったところの歩道広いですから、あそこに結構3台ぐらいいつも待っていたのですよね。ところが、何かいろいろ指導があったのかどうか詳しいことはわかりませんが、全くいなくなって、もう一つは近くに地元で営業されていた会社がありましたけれども、もうそちらも営業所なくなりまして結局ないと。いわゆる坂本、国分方面に行かれる方というのは1回線路を渡って乗られるわけですね。行くと、キンコン鳴ってまずメーターがカチャッと上がると、なんとかしてというふうなこともあって、お互いの利便ですね。いろいろ動線の問題等々ありましたけれども、難しいというのは何となくわかります。しかし、いろいろ知恵を絞って、何かいい方法がないかと私どもも考えますので、今後も諦めずご検討だけはお願いします。

それと、最初のこのトイレの件ですが、ご回答にあったようないろいろな難点があるのは我々でも十分理解できます。まず、費用の面ですかね。場所の面、費用の面、あるいはその管

理、管理の維持費もそうですけれども、夜間犯罪やら非行の温床になりはしないかとか、そういうことをしかし一つ一つ言うと公共施設というのはなかなか成り立たない面があると思うわけですけれども、先ほど言われたように確かにロータリー部分ですね。バスが回ったり、タクシーが客待ちしたりしているところ、あるいは駐輪場がありますね。あの辺は確かにそれだけしか使えないと思うし、イベントとかといってもそこで使えないとは思いますが、しかしながら、現実問題あそこでまほろば号を待ったり、人待ちをしたりですね、せっかくあれだけのスペースがいわゆるロッキングの部分がありますので中に入って切符買ってまで中に入るのはなかなかあれで、前は近くにコンビニがあったのですが、もう今はないのですよね。ということで、今すぐ必ずしもということではありません。また、先ほど地元からの要望がないということですが、要望があれば考えていただけるかなとも思うわけですが、要望は結構あります。それはもう質問ではないけれども、確認してください。

ところで、本市では西鉄太宰府駅は外側にありますね。あれは西鉄さんがつくって管理されているということですかね、ちょっと確認。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） あの太宰府駅についてはですね、西鉄が管理しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 特に管理が向こうということですが、何かそういうふうな犯罪、非行とかの問題がありますか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 都府楼前駅広場のときは、以前スケボーとか、そういう関係もあったのかとは聞いておりますけれども、太宰府駅前広場については、そういう話は聞いたことはございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 市がやるとなると、やはり場所、予算、管理ということで、もうこのことでね、答えはもう最初に言われたとおりだと思うし、それを今さらここで議論してどうなるもの、一時期になるものではないけれども、非常にそういう声が多いか少ないかは私は聞いてないと言われるかもしれないけれども、結構聞くのですよ。今後のまちづくりの中で可能な面があるのかなのか。言わせてもらおうと、幾つかあの中の植え込みとかスペースのぐあいではできはしないだろうかと。もちろん大きなものじゃないですよ。最小限のちょっと言葉は選ばないといけないのですけれども、万能タイプの公衆トイレではないわけですよ。最低限のというのが難しいのですが、そういったものができないかということで、場合によっては西鉄の既に構内に設置してあるあのトイレですね。あその裏を持って行って何とか考えたりもできないかということもよろしければご検討ください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今、駅の構内のトイレがちょうど広場の前ぐらいにありますね。私  
がたまたま言ったときに駅員さんにトイレ使えるだろうかと言いましたら、どうぞって。

（12番門田直樹議員「部長やもん」と呼ぶ）

○建設経済部長（辻 友治） いえいえ。個人的に普通の格好で使えますかって言ったらどうぞっ  
て言われて、脇を通していただいて、そういう使い方はできるみたいです。私が西鉄と協議し  
たいと思うのは、五条の駅も外から使える、太宰府の駅も外から使えますよね。そういうこ  
とで、あれも例えば改札口のほうから入らないと今はできませんけれども、そっち側を閉め  
て、例えばですよ。例えば閉めて外から入り口をつくって外から使えるようにするとか。それ  
については管理費あたりはかかってきましようから、市が一部は負担するとか、そういう協議  
も検討できないかということで協議をしたいというふうに思っております。新たになかなかこ  
れが難しゅうございまして、トイレをつくるというのは。そこら辺も議員さんもよくご存じと  
思いますが、そういう協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。  
以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） もうそれだけ聞けばとりあえず十分満足でございます。今後ともよろ  
しくご検討ください。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2  
件につきまして質問いたします。

1件目は、高雄交差点5差路の信号機についてです。

高雄交差点における国道3号線の信号機は青信号から矢印信号に変わるまで60秒、主要地方  
道筑紫野・筑穂線の信号機は55秒でした。これに比べて市道高雄中央通線の信号機は青信号の  
時間が5秒と極めて短く、1回に多くても3台程度しか通過できません。時間帯によってはか  
かなりの車両が信号待ちをしている状況が見受けられるため、青信号の時間を少しでも延長でき  
ないか、お伺いいたします。

2件目は、持続可能な低炭素社会の構築についてです。

近年は地球温暖化に起因する局地的なゲリラ豪雨や地震などの自然災害による大規模な被害  
のニュースが頻繁にテレビなどで流れております。地球環境問題は世界全体で取り組むべき共  
通の課題であり、本市も平成15年に豪雨災害を経験していることなどから、低炭素社会への取  
り組みは喫緊の課題であると考えております。

また一方、私たちの生活に目を向けてみますと、家電製品やパソコン等の電子機器は生活必

需品となっており、それに伴う電力の使用料は増加傾向にあることから、これらに対応できる電力の安定供給も課題であると考えます。これらの課題に対応するには電力消費量やCO<sub>2</sub>排出量を節約、削減するとともに、発電効率の改善や電力供給における低炭素化を実施し、持続可能な低炭素社会を実現していくことが必要であると考えております。

このようなことから、2項目についてお伺いいたします。

1項目めは、平成25年9月定例会の渡邊議員の一般質問に対する回答では、既存公共施設等については大規模改修の際に太陽光発電設備の導入を検討していくとのことでありましたが、現時点で具体的に導入を考えている施設はあるのでしょうか。

2項目めは、地域活性化に資する分散型エネルギー政策について、国は最優先課題として3カ年で再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進を図ることをお約束されておられます。省エネ、再エネ、蓄電池、燃料電池等を生かした分散型エネルギーシステムの普及拡大を図り、各地に産業を興し、雇用の拡大を目指されておられます。また、環境省も低炭素価値向上基金を活用した事業や、再生可能エネルギー等導入推進基金事業などを活用した事業に取り組まれています。太宰府市では予定の事案はないのか、お尋ねいたします。

以上、2件について積極的に実効性のあるご答弁をお願いします。

再質問は発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） それでは、1件目の高雄交差点の信号機についてご回答いたします。

高雄交差点は、定周期方式の信号により、青、黄色、赤を決まった間隔により繰り返し表示を行っております。高雄中央通りから一般国道3号への交差点の信号機の点滅時間を私のほうでも計測しておりますが、信号機が青は5.5秒、黄色は2.5秒、赤は145秒でした。

また、国道3号の上下線の信号機の点滅時間は、青は63秒、黄色は右折専用と連動し20秒となっており、赤は84秒でした。

主要地方道の筑紫野・筑穂線については、青は60秒、黄色は3秒、赤は95秒となっております。

次に、平成22年度に国交省や県で実施された全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）による高雄交差点付近での一般国道3号上下線の自動車類交通量は24時間当たり約6万3,000台で、主要地方道の筑紫野・筑穂線上下線の自動車類交通量は24時間当たり約1万3,000台となっております。なお、高雄中央通線につきましては、約1,600台となっております。

交差点部の各信号の表示時間は、その交差点の実際の交通量と、その構造、つまり車線の数、右左折車線の有無、交差点の大きさ、横断歩道の有無等を考慮して決められています。ご指摘の高雄交差点の実情としましては、朝夕の通勤時や帰宅時には、一般国道及び県道は慢性的に渋滞が起きている状況であり、高雄中央通線から国道への信号機の青信号の時間を延長することによって、国道または県道でのさらなる渋滞を招くことも考えられます。ただ、現状と

しましては、高雄中央通りから一般国道3号へは、1回の青信号時間に3台程度しか通過できない状況ですので、青信号の時間延長につきまして筑紫野警察署と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

また、その私が高雄交差点の5差路の信号についても再度調べていただきまして本当にありがとうございます。

その信号機なのですけれども、先ほど部長がおっしゃいましたように定周期式信号だということをおっしゃいました。私のほうでもちょっと調べさせていただいたのですけれども、24時間1,600台今まで通っていたと。基準としては、その5差路で台数と5差路を掛けるのですか。

その計算の仕方をちょっと教えてほしいのですけれども、今。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今、議員が言っているのは、その秒数の計算ということで、これはですね、今国道3号線は3車線になっていますよね。上下線では6車線、その交差点の大きさとか、それと県道のほうの車線数にもよりますけれども、そこら辺の部分を全て含めて警察のほうでシミュレーションをされていると思います。それで時間が決められているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたら、太宰府市内にですね、このように青信号が5秒で行く信号機がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今、私のほうで5秒で行く青信号があると言われると、ちょっと把握はしていませんが、ないのじゃないかなというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私もこの質問をするためにいろいろなところを調べてまいりまして、5秒以内の信号機はここだけでした。10秒のところも大佐野交差点も10秒ぐらいで変わります。5号線と、あそこは牛頸線になりますかね。あちらのほうの大佐野交差点も短い信号でした。それは、今回は高雄交差点のことをちょっと言いますが、この信号機はまほろば号も通っている信号でございますので、地元とか高校生の保護者の方たち、市外の方たちが初めて通る場合には、もう、えって思ったときはもう黄色になっているというのが本当多いと思うのですよ。そういうふうな要望があっているかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。



○建設経済部長（辻 友治） 実はですね、私も朝夕この道を国道3号のほうを通ってくるのですが、けれどもね、朝の行きますとですね、あの筑紫野のゆめタウンってありますよね。あそこの高架のところからつかえているのですよ。下り線、星ヶ丘のほうを見ますと、ひどいときは梅香苑第一とか梅香苑、あるときはひどいときはもう星ヶ丘の入り口までですね、上下線がつかえているときがあります。また、高雄の県道のほうですけども、高雄台の入り口辺までですね、県道がつかえたりとか、筑紫野側に行きますと県道側では曙町のバス停ぐらいまで、つかえている状況もあるのですよ。例えば、高雄中央通りのほうはですね、私も行きますけれども、3回ぐらい待てば行けるかなと。3秒、5秒でもですね。ところが、朝夕の国道3号線は、ひどいときはもう五、六回、十何分ぐらい待つような状況、県道はまだひどいときがございいます。そういうところ、例えば今度高雄中央通りのほうを長くした場合、どこかを短くしないといけないということが出てきます。ただ、それがどういう渋滞を招くか、なかなか我々ではわからないところがあるのですよね。逆に言えば、今高雄中央通りから出られる方は大体久留米のほうに行かれる方が多いかなと思うのですけれども、逆に3号線のほうの時間を短くすれば、今度は久留米から帰ってくる時に右折車線に入って高雄中央通りに入れないと。そこを待つ時間が長くなると、そういう逆効果も出てくるのではないかなというふうに考えております。今、地元からの要望というのは、口頭ではあるのかもしれませんが、正式に長くしてくれとか、そういう要望は上がっていないように記憶しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私が心配しているのは、無理して黄色で入っていきこうとするもので事故が頻繁に起きているというのは、もう部長さんたちもご存じだと思います。筑紫野署もご存じだと思います。あそこの交差点が事故が多発しているということはわかると思うのですよね。それで、信号機の役割というのは道路における危険防止、交通を円滑にするための信号だろうと思いますので、ぜひ至急ですね、早急に公安委員会のほうに市として要望していただけないかということをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 要望といいますより、まず、その辺の状況を説明して、協議をさせていただこうと思っています。ぱっと要望したからできるできんというのはなかなか向こうも難しゅうございましょうから、今議員さんが言われました事故の状況とか、その辺も聞きながら、こういうことができるのだろうかという協議をですね、まず進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） よろしく申し上げます。今、皆様の机の上に私の資料を渡しているのですけれども、これは鳥取県の警察のほうの信号機BOX、信号機のご意見箱というのがあるの

ですけれども、福岡県警察のほうの分もありましたけれども、福岡県の場合はその他ということでも、ちょっと人が見てわかりにくいので、今回はちょっと鳥取県のを参考にさせていただきましたけれども、ここに書いてありますとおり交通信号の灯器が見づらいとかですね、交通信号機の青時間が短いとか、こうしたほうがよいというようなご意見箱のボックスを置いてあるのですけれども、こういうふうなボックスにも書いてあるので、ここに私が個人的に申し込めば聞いてくれるのかというのは、またしてみないとわかりませんが、その前にこれは太宰府市内の信号機でございますので、筑紫野署に一応今部長がおっしゃいましたように相談に行くということでございますので、ぜひ相談をしていただいて、福岡県警のほうにも、こういうふうに筑紫野市のほうからですね、県警のほうにもお願いして強く要望したいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか、お願いして。もう一度、ちょっと確認。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今のは議員が要望されるということではなくて、うちに要望出してくれということで、それはもう十分協議をさせていただくということ、福岡県警のほうにも、そういう信号機ボックスといいますか、これは私もホームページ見ましたら交通情報コーナーにそういうふうなのは載っていると。ただ、その信号機の時間の長さあたりは確かに福岡県警の場合は載っておりませんが、見づらいとか、破損しているとかですね、その他そういう新規の部分はなかなか難しいと思いますので、そういうことは、これは利用できないのかというふうに考えております。再度、うちのほうから筑紫野警察署のほうには協議させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） では、ここで14時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2件目、持続可能な低炭素社会の構築についての回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） それでは次に、2件目の持続可能な低炭素社会の構築についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの既設公共施設への太陽光発電設備の導入についてですが、ご質問の既存公共施設への太陽光発電の導入につきましては、大規模改修時に導入を検討していくことといたしておりますが、例えば学校の場合、工期として夏休み期間中に集中的に工事する必要があり、工事内容としても改修部分の工事を優先させているのが現状でございます。

また、既存施設の場合、屋根や屋上に設置することが想定されますが、太陽光モジュール、いわゆるパネルですね。を架台に乗せて設置することで建物にかかる荷重が増えるため、構造計算をやり直したり、補強工事をしたりする必要があります。なかなか導入に至っていないのが実情でございます。

現在、既存の公共施設といたしましては、平成16年に太宰府館を新設した際、20kWの太陽光発電設備を設置いたしております。太宰府館全体の電気使用量、年間で24万kW程度になりますけれども、これに対しまして太陽光発電量は1万8,000kWから9,000kWとなっております、全体の7%程度を太陽光発電で賄っているという状況でございます。

なお、新設施設につきましては、平成27年度末までに完成予定の体育複合施設及び本年度中に建設工事を行います総合子育て支援施設につきまして太陽光発電設備を設置する計画でございます。当面は、新設の2カ所の発電量、電気消費量や発電コスト、維持管理費用などの状況を見ていながら、既存公共施設への導入について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの低炭素価値向上基金、再生可能エネルギー等導入推進基金などを活用した事業についてご回答申し上げます。

環境省を中心に災害に強く低炭素な地域づくりを推進するために太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーを活用しました自立分散型エネルギーの導入に対する支援の取り組みがなされております。この中で、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、いわゆるグリーンニューディール基金事業につきましては、災害発生時に防災拠点や避難所となる公共施設、民間施設への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を支援することに重点を置いた補助内容となっております。

本市におきましても、1項目めのご回答で申し上げました体育複合施設及び総合子育て支援施設への太陽光発電設備導入につきまして、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の活用を検討しているところでございます。

このうち、既に広報等でもご説明しておりますが、体育複合施設につきましては避難拠点としての機能をあわせ持っております、15kWの発電量を計画しているところでございます。

また、地域に対する環境啓発の機能もあわせ持たせる必要があることから、エネルギーの使用量、太陽光発電量などが見える化する環境情報盤をエントランスホールに設置をいたしまして、市民の皆様にも実感していただけるような工夫をしていく予定といたしております。

なお、今後とも再生可能エネルギーにつきましては、自立分散型の地域づくりに向けまして国や県の補助制度などを積極的に活用した導入を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

もう今部長の回答で申し分ないのですけれども、ちょっとお聞きしたいことがございますので、再質問させていただきます。

既存公共施設等については、大規模改修の際にということで、いろいろ学校の場合、いろいろな、まだ審査、調査をする必要があるということでわかりました。太宰府館においては24万kWの太陽光の発電設備をしていただいているということでわかりました。

(「違うよ(聴取不能)」「電気使用量やろ」と呼ぶ者あり)

○8番(原田久美子議員) 電気使用量がですかね。24万kW、ごめんなさい。電気使用量が24万kWで7%のあれをしているということでちょっと回答いただきましてありがとうございます。

ちょっと確認なのですけれども、施政方針でも述べられておられますように建設予定の体育複合施設、総合子育て支援施設の分につきましては、太陽光発電設備を実施するというので確認をさせていただきます。

ちょっとそこでお聞きしたいのですけれども、質問の内容が1項目め、2項目め、もう一緒でございますので、ちょっと2項目めも入らせていただきたいと思っております。今、部長がおっしゃいましたように本当に広報1月号から6月号にかけて体育複合施設、平成28年2月完成予定の施設内容をご紹介していただいた分につきましては、経営企画の方々に本当にわかりやすい説明の内容だなと思っております。本当、ここでお礼を申し上げたいと思っております。そこです、第4回目の省エネ機能の分について質問させていただきますけれども、この第4回省エネ機能なのですけれども、太陽光発電のパネルは書いてありましたけれども、蓄電池の分については設置がどこにされるのか。もしも停電とかなった場合には、どういうふうな対応をとられるのか、そこのところをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長(橋本 健議員) 地域健康部長。

○地域健康部長(古川芳文) ただいまのご質問の蓄電池についてでございますが、これは先ほど申しましたグリーンニューディール基金を活用して設置をしたいというふうに考えておるところでございます。この基金自体がですね、東北大震災以降、この蓄電池が一つの条件になってまいりました。ですから、東北大震災以降はこの蓄電池も必須要件になっておりますので、体育複合施設のほうにも当然避難所としての機能をあわせ持っていますので、停電時については蓄電池を活用するという状況でございます。

量については、今のところ予定ではですね、15kWの太陽光をつけますので、蓄電池のほうは16.2kW、ですからまずこの蓄電池のほうに太陽光で発電されたものが蓄電をされて、そしてそこで余剰になったものが館の中で使用するというふうな流れになってまいります。

設置場所については、館内のほうに設置をしてまいります。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員。

○8番(原田久美子議員) 今、部長がおっしゃっていましたように、この再生可能エネルギー等の導入の推進基金の事業なのですけれども、平成25年から3カ年の事業で環境省が出されてい

る事業と思います。もうこれが来年までしか使えないのだろうと思います。この事業の予算額が245億円ございますので、もうわかってあげばですね、早く活用されるべきだと思っておりますので、ここの体育複合施設には防災、避難機能を備えた施設であるということと、避難所、防災拠点となるのが基準でございますので、もうこれはぴったりの基金だと思いますので、ぜひ早目に活用されるようにお勧めしたいと思っております。

それからですね、もしも災害が発生しましたということで電力会社からですね、電力の供給がストップしてしまうわけですね。これは既存の体育館でも一緒のことだろうと思います。この基金は新しいものじゃないとだめとか、既存しているものでもどちらでも使える基金なので、ですから、もしもこれが10分の10ですね、基金が使えるのですよ。公共施設の場合は10分の10を上限とされているのです。だから、こういうふうな基金はぜひ使っていただいて、今既存している公共施設でも可能であれば、こんなふうな基金を使うことがお勧めしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまご指摘のグリーンニューディール基金のほうだと思いますが、これは大もと、国のほうから都道府県のほうに補助がありまして、例えば福岡県ですと、このグリーンニューディール基金というふうなことにいたします。その中に各市町村からこの事業に合うような内容で申請をしたものが採択をされていくということになっております。

ちなみに平成25年度から平成27年度ということで今3カ年間の事業として今進んでおりますけれども、平成25年度におきまして24カ所の自治体が申請をされているという情報を入手いたしております。施設数が大体65施設というふうになっておるようです。

先ほど申しました避難所施設の機能をあわせ持つということが一つの大きな条件になってまいります。蓄電池の完備もしなくてはなりません。公共施設の中で避難所となる指定をしているところ、こういうところの機能を向上させていくためにも、今ご指摘いただきましたグリーンニューディール基金、このような基金がですね、活用できないかどうかの検討は十分にしたい。その中で活用すべきものはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） もう十分に部長のお気持ちがよくわかりましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、最後になのですが、そこに総合子育て支援施設も同様に避難場所となると思いますので、この分、子育て支援施設のほうは、どういうふうなお考えを持ってあるのか、もう一度聞かせていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 総合子育て支援施設につきましても、先ほど申しましたグリーンニューディール基金を活用して設置をしてみたいというふうに考えております。

こちらのほうは体育複合施設よりも若干低くなりますけれども、どうしても屋根の強度であるとか、向きであるとか、そういう条件的なものも影響します。予定しております発電容量は10kWを予定いたしております。また、当然蓄電池のほうも完備をしなくてはなりませんので、こちらは10kWを予定いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 短い時間でしたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました本市の教育問題について質問させていただきます。

今年も4月に無事入学した子どもたちの初々しい姿が登下校時に見られるようになり、はや2カ月がたちました。ようやく新しい学校生活にもなれ始めてきたことだろうと、その姿を見て実感しているところです。そんな中、世間を震撼させたのが、現職校長薬物事件による逮捕でした。子どもたちは事件の詳細はわからないかもしれませんが、保護者や関係者は相当なショックを受けたのではないのでしょうか。昨年、本市でも教員の逮捕者が出たのは忘れてはいけないことであり、改めて教員の立場をわきまえ、緊張感を持って子どもたちのために励んでいただきたいと思っております。

それでは、教育問題に関して5点質問させていただきます。

1、薬物事件を犯した元校長は本市にも在職していた経緯があると聞き及んでおります。元校長は音楽の教員で他市では校歌の作曲を変更されているようですが、本市小・中学校の作詞作曲など影響はあるのか、お尋ねいたします。

2、現在、本市中学校は学校給食ではなくランチサービスを導入されておりますが、義務教育ならば中学校まで給食にしてほしいという要望を多々聞きます。議会においても過去に一般質問等がなされており、そのときの回答では現在のところ中学校の完全給食の検討はなされていないということでしたが、私はやはり中学校の完全給食の導入は必要だと思っております。今後、検討していくべきだと思っております。そこで、これから中学校完全給食導入を考えるに当たって、保護者にもきちんと今の小学校における完全給食の現状を把握していただき、理解をしていただくことも必要だと考えております。まずは、小学校の給食の現状について伺います。

3、現在、本市は小学校の制服導入はされておられません。保護者のほうからも幼稚園のときは制服で楽だったという声や、毎日洋服をかえないといけないので、洋服代もかかり大変だという声が聞かれます。そこで、制服導入の検討はなされたことがあるのか、まずは伺います。

4、近年、地震による被害の中で特に体育館のつり天井が不安視されております。本市でも体育館は災害の場合の避難場所として活用されることもあるはずですが、本市の小・中学校体育館の天井は改修が進んでいるとは思いますが、現在の進捗状況と今後の計画がどのようなになっているのか、伺います。

5、本市の学童保育所は平成25年7月から指定管理者制度が導入され、管理、運営を民間業者が行っておりますが、現場指導員のほうから問題点が上がってきたときの対処法はどのように対応しておられるのか、伺います。

以上、1件5項目質問させていただきます。

なお、答弁は項目ごとに、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 本市の教育問題について教育長答弁とのことですが、私から回答させていただきます。

まず、1項目めの薬物事件を犯した元校長による影響についてお答えをいたします。

今回、近隣の春日市で現職の校長が覚せい剤取締法により逮捕される事件が発生しましたことは、あってはならない重大な事件でありまして、教育及び教育行政に携わる者全体の問題として危機感を持って重く受けとめておるところでございます。

逮捕されました元校長は、本市におきましても、指導主事、教頭、校長と歴任をしておりますが、市内小・中学校に作詞作曲した校歌はございません。また、在任期間に熱心に児童に歌の指導はしていましたが、そうした歌は近年学校では歌っておりません。そのほか、児童・生徒及び教職員や学校運営に影響を及ぼしているという状況はございません。

今後、事態の状況を見ながら、適切な対応を行いたいと思っておりますが、全ての教職員とともに初心に戻り、薬物乱用防止教育等をさらに徹底することなど、綱紀粛正に努め、信頼回復を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めの中学校給食導入についてお答えいたします。

まずは、小学校の給食の現状についてお尋ねいただいておりますが、現在7校全てにおいて完全給食を自校方式によって行っております。

次に、3項目めの小学校制服導入についてですが、本市において過去に小学校制服導入について検討はしておりません。

次に、4項目めの小・中学校体育館のつり天井についてお答えいたします。

平成23年3月に発生しました東日本大震災は、広範囲に甚大な被害をもたらし、多くの学校施設において非構造部材の被害が発生しました。とりわけ屋内運動場（体育館）等大規模空間の天井等が全面的に崩落し、児童・生徒が負傷するなどの人身被害が生じた例もありまして、文部科学省から屋内運動場等の総点検と落下防止対策の推進の要請がっております。そのことから、市内小・中学校の屋内運動場を調査しましたところ、改修が必要なつり天井を有している小学校は太宰府南小学校、中学校は太宰府中学校、太宰府西中学校と太宰府東中学校の合

計4校でございます。平成26年3月議会におきまして、平成25年度補正予算で改修費を計上し承認をいただいております。現在は、工事請負業者が決まりまして夏休み期間を中心に改修工事を施工いたします。

最後に、5項目めの民間委託になった学童保育について、現場指導員から問題点が上がってきたときの対処方法ですが、指導員は指定管理者の社員でありますから、指定管理者の本部の太宰府市担当者に連絡をするようになっております。対処方法について市との協議が必要であれば、指定管理者のほうから市に連絡が入るようになっております。また、指定管理者が主催する定例会にも市から参加しておりますので、指定管理者と市の担当者、指導員の三者で話をする場も設定しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

1項目めは、薬物事件を犯した元校長は本市内の校歌はそういったのではありませんけれども、ほかのメロディーももう一切そういった作曲したこともないというふうな認識でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 特に作詞作曲ということではなくて在籍期間中に熱心に指導しておりましたので、ある歌をアレンジしてみたりとか、そういったことで子どもたちに熱心に指導しておったということでございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。何か他市ではですね、やっぱり作曲とかして、歌詞は変えずに曲だけ変えるとかといった事例も出てきたものですから、今回気になって質問させていただきました。本市ではないということなので、それはもう安心したところです。1項目めについては、これで結構です。部長大変申しわけないのですけれども、項目ごとに一件一件やりたいので、よろしくお願いします。

それでは、2項目めの中学校給食の導入についてですが、まずですね、小学校7校の今の給食費の納付率をお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 小学校給食費の納入の状況ということでございますが、滞納といったところで見えていきますと、平成25年度の全小学校におきまして122件、率にしますと約0.01%ということでございます。平成23年、平成24年と見ていきますと若干でございますが、滞納率としてみると少しは上がってきておるといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 小学校別というと、またいろいろと問題になると思うので、一番いい



ところと悪いところですね。一番いいところは当然100%だろうとは思いますが、ちょっとそこら辺を教えていただきたいのですよ。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 具体的な数値でなかなか申し上げにくいのですけれどもですね、いいところはもうほぼ100%に近い、悪いところでもそれほど低い値ではございません。この程度でご理解いただいたら。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） まず、なぜこれをお尋ねしたかという、給食を導入してほしいと、中学校にですね。言われたときに給食費の滞納率が高ければですね、なかなか私も正直言うと推進できないと保護者には説明しているところではあるのですよ。0.1%、これは低いか高いかというのは122件ということで大体1校当たりという感じですが。

それでは本市にはですね、給食センターとか、当然ですが中学校の自校における給食調理室はないのですが、小学校でですね、例えばそれが賄えないかと。これは一つの提案なのですが、例えば太宰府中学校だったら太宰府小学校とかですね、太宰府東中学校だったら太宰府東小学校、太宰府西中学校だったら太宰府西小学校、学業院中学校だったら水城小学校ということでですね、各小学校に中学校分の給食をつくれるようなですね、そういった調理室というか、人数分賄えるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） ご質問いただいておりますのは小学校、中学校による親子式での給食といったようなことのアイデアだろうと思います。仮に親子式で中学校の給食を小学校で調理する方法を考えましたときに、施設の規模でありますとか、それから人員から考えまして判断いたしますと困難な状況であるというふうに考えております。もう少し詳しく申し上げますと、仮に親子式で実施する場合におきましては、親子になります小学校におきまして給食室の改修工事でありますとか、調理機器の増設、それから配送用のトラックの調達、配送中の衛生管理、調理員等の人員増、小・中学生の献立の問題など、新たに中学校に給食室をまた配備、配膳の必要がございますので、新たに中学校に給食室を整備する必要があるといったような、そうした問題も出てきますので、新たに中学校に給食を導入するのと同様、あるいはそれ以上の経費がかかるということで予想をしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。ありがとうございます。

なかなかですね、ランチサービスのパーセントがですね、やはり7%から8%というふうになってこないものですから、ちょっと懸念しているところなのですが、私も今仕事というか、議会とか来るときには妻に弁当をつくってもらっていますので、弁当のいいところもあれば悪いところもあるということで、恐らく最近は両親共働きのところがですね、増えてきてや

はりお母さんたちもつくるのが大変じゃないかなというふうに思って、小学校で例えば親子式のですね、こういうのができればいいなと伺ったのですが、なかなかそれも厳しいということで、それではまた今後ですね、新しい提案を考えて、またこの給食についてはさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3項目めの小学校の制服導入なのですが、まずちょっと1点伺いたいのが、私たちが小学校のときはですね、余り子どもたちが登校するときにジャージ姿でですね、登校する姿は余り私もですけれどもしたことがないというか、よっぽど運動会とかがあれば体操服で行ったりはしていたのですが、最近はそのような姿がかなり見られるのですね。本市の教育委員会といたしましては、そういったジャージ登校に関しては、どのようなお考えがありますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 小学校におきましては基本的に私服でございますので、ジャージを履いて登校しようが、そういったことについて特に指導するといったようなことはないと思います。

中学校につきましては4校とも制服でございますので、例えば朝部活動で早く早朝練習を行うといったときに制服ではなくて実際に活動するジャージでありますとか、あるいはユニホームでありますとか、そういった形で登校をいたしまして授業が始まるまでには更衣をして制服に着がえて、そして授業を受けるといったような指導はしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ジャージ登校でもいいということですね。なぜ今回の制服をちょっと提案したかといいますと、ある家庭なのですが、何も私の家とは言いません。娘が1年生になったからそういうことを言っているわけじゃないのですが、朝起きてですね、今日はスカートにするとか、ズボンにするとか、まず朝一番それでもめているのですよ。もうそれが何か朝の挨拶じゃないですけども。幼稚園に行っていたときはもうそういうことがなくて、もう自分で制服を着て御飯食べて行っていた。しかし、まず朝の事件が起きるとですね、もう御飯も食べないでもう腹かいて行ってしまうというのが多々見受けられるのですね。それやったらもう幼稚園のときみたいにもう制服のほうが早いなど。あと、これ男の子の保護者はですね、余り制服には正直言って興味がないのですね。女の子の保護者に同じように聞いてみると、制服はよかったねと。そのまま送り出せばみんな同じやしという、何かそういった話も多々聞いたものですから、今回こうやって質問させていただいているのですが、例えば修学旅行とか行ったときにですね、ちょっと修学旅行に行ったとき最近名札を裏返しているのか、ちょっと表向けているのかわからないですが、昔はどこか修学旅行とか行ったときにどこから来たかと言われて、僕は太宰府市のほうだったので大野城のほうから来ましたとか、そういったことをよく言っていたのですが、例えば太宰府市独自の市章とかを入れてですね、そういった制服があればそこへ太宰府市から来たよと、またそういった宣伝効果にもなるのじゃないかなと思ってで

すね、制服もいいかなと思しながら質問をさせていただいているのですが、1つ私服のことで問題があったのが卒業式のときにすね、卒業式も保護者も子どもたちには着飾らせてやりたいと、そういった思いですすね、ある地区の子ども会が話し合って、じゃあみんな男の子、女の子ですけれども、男子は羽織はかま、女子は着物で、そういった子ども会で話し合ってみんなそれをレンタルしてきて卒業式出したわけですよ。そしたら、また保護者の意見もさまざまあって、私たちは見ている格好いいねと思ったのですが、何であの子たちのところだけ羽織はかまで出てくるのとかですすね、そういった問題というか、そういったことを言った保護者もいまして、それは自由かもしれないけれども、何かいかんじゃないのかと、そういったことが出てきたのですすね。陶山議員やったかな、聞いたらその羽織はかまを、いや聞いたのですよ。どげんと言ったら、いや羽織はかま禁止、卒業式ね、何かいけないところもありますよみたいなことも言われていたからですすね。そんなことでもめるならですすね、それならそういうのもちょっと後押しになって、そんなに個人個人で、親はせっかく晴れ舞台、しかも羽織はかまやら着物を着ることはもう中学、高校ないわけですから、私はいいのじゃないかなと思うのですけれども、そういった問題点も上がってきているということなのすすね。

あと、小学校6年間においては、特に制服はですすね、もし制服にした場合はですすね、成長期なものですから、どんどんどんどん変えていかないといけないと。それはそれで例えば南小だったら南つ子まつりとかですすね、そういったのでやっているのバザーとかに出して、上のお兄ちゃんお姉ちゃんのを買いかえる、そういった手もあるので、よければですすね、ちょっと片隅に置いてもらって、今後検討していただきたいと思うのですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） 制服は考えたことなかったのですけれども、制服は帰属意識をですすね、持たせるという意味では一つのメリットかもしれません。ただ、その日どういう服装をするかと自分で選択する力もやはり生きていく力の大事なところだろうと思っております。全国的に見ても制服を採用している地区もあります。いろいろなところありますので、そこその実態に合わせて考えていきたいと思っておりますけれども、ちょうど20年前に中学校の坊主頭と長髪の問題のときに経験いたしましてすすね、そういうところで自由化のほうを選択してきた経緯もございましてすすね、このことについては特に地域の方、あるいは保護者の方等の意見を重々聞いて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 坊主頭、私太宰府中学校で坊主頭でした、はい。それから、数年後長髪になって、あらえらい変わったねって、なるほど自由化、いい言葉ではありますが、できたらそういったまた保護者等の話し合いの中でぜひとも考えておいていただきたいと思います。これで制服導入、3項目めは終わります。

つり天井の件ですが、平成25年度の予算委員会の中でですね、南小、太宰府中学校、西中学校、東中学校ということで議会でも承認しております。夏休み改修工事ということで、これは通告書を出した後にちょっと新聞等です、小・中学校の倒壊の危険が高いというふうな、こういった記事も出ましたので、今回ちょっと質問させていただきたいのですが、体育館や武道場で大地震に備えたつり天井の落下防止対策が進んでいない実態が文科省の全国調査で明らかになったということですね、福岡県は、対策が必要なつり天井のある施設が多い、これ県だからちょっと私も地方自治体と余り関係ないのかなと思ったのですが、一応第5位、311棟ってありましたもので、あとは公立小学校の耐震化の現状ということで耐震化率が九州では福岡は90.8%ですね。震度6強で倒壊の危険性が高い建物数が7つ、全国平均は92.5%なので福岡県は高いので一応クリアはしているのかなというふうなことで、これはこういった事例がありますということで一応伝えておきます。

夏休み期間中、大体夏休み40日前後あると思うのですが、もうこの夏休み期間中に終わりそうですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） そのように計画をしておるところでございますが、何せ工事の予定でございますので、いろんな状況に応じて多少はですね、ずれたりすると思いますが、夏休み期間中にできるだけ完了するように進めていけたらというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。安全な工事ができるようによろしく願いしておきます。

最後、5項目めですね。学童保育に関してですが、まず対処法はどのように対応しておられるのかというご答弁で、まずは指導員のほうから本部のほうに連絡と、大体月1回ですかね、定例会が行われているのは。そのときには市の職員の方と、それとこっちの指定管理者の方は出席されている、あと指導員の方と大体三者協議でされているということです、よろしいですね、それ。

それではですね、ちょっと問題点がちょっと上がってきておるのでお伝えしたいのですが、まずはですね、子どもの数とですね、指導員数に整合性がとれていないというふうなことでお聞きしました。まず、南学童に関してなのですが、第一学童、第二学童、2つにしてもらっていますので、まず第一学童、これが子ども数が50名で1年生が31人、2年生が19人で指導員数が3名ということですね、1年生の31人というのは今太宰府南小学校が1年生の全生徒が大体六十七、八名ぐらいなので、1クラスのおよそ半分入ってきているわけですね。指導員が子どもを割合にすると17人ぐらい見ないといけないということで非常に大変です。私、現場を見に行ったら非常に狭いんですね。せつかく椅子とかを用意してもらっているのですが、そのまずテーブルと椅子の高さが合っていないのですね。今までは、テーブルのみで地べたに子どもたちが座っていたのですよ。だから、スペースもあったのですけれども、余り背中とかぶ

つかることなく宿題したりとか遊んだりとかしていたのですが、先日見に行ったらですね、椅子のまず高さが合っていないから、ちゃんと座れないんですね。テーブルとのすき間がなくて、椅子と椅子がぼんとぶつかって、それで何かいざこざが絶えないんですね。先ほど1年生と2年生の数を言ったのですが、1年生31人、2年生19人なのですが、2年生もようやく1年生から2年生に上がりまして自分のことができるようになってきたと。ほかの子に構う余裕がないというか、指導する余裕がないということで、なかなかちょっと厳しいかなと、見ていてですね。1年生がまた31人もいるものですから、2年生が1年生に対して年も近いし、年上なものだからちょっといじめたりですね。けんかがやはり増加しているというふうに聞きました。

ですので、できれば縦割り保育というふうな形をとれば、例えば4年生、3年生、2年生、1年生というふうにすれば4年生が2年生を面倒見る、3年生が1年生を面倒見るという形で、多少はうまくいくのではないのかなと私は思っています。それはなぜかというと、南学童、こんなに増える前、ちょっといろいろ学童保育の子どもたちを見ていたら、やはりお兄ちゃんが弟、妹たちを指導していく、下校時とかにですね。はい、並びなさいとか。1、2年生を真ん中に入れて4年生、3年生が先頭と後ろに立って送っていったりしていたものですから、そういう姿をしょっちゅう見ていたものですからね、できれば縦割りにならないかなと。ですから、結局低学年ほどやはり自分に余裕がないものですから、なかなか心配りができないとか、できないんですね、正直なところ。そういうところがあるものですから、まずは縦割りをできないかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、スペースの問題からお話をしたいと思いますが、これ基準が決まっております、1人当たり1.65㎡以上という基準がございます。この基準に沿って各学童保育所の人数を設定をしておることです。

次に、指導員の配置基準でございますが、これも太宰府市学童保育所管理運営業務仕様書という中に規定をしておりますが、各学童保育所に常態的に2人をまず配置すると。あとは、人数に応じて加員していくわけでございますが、学童の子どもたちが40名以上で54名までの範囲で1人加配と。それから、55名以上70名の定員に対しましては2人以上の配置といったことで配置をしております。

また、各学童保育所のほうから指導管理者を通じましてですね、教育委員会のほうにいろいろな要望等も入ってきておりますので、設備の件でございますとか、クラス編制のことでございますとか、それから具体的なトラブルがあったことについても市のほうでは承知しておるところでございます。随時対応はしてきておるところでございますけれども、まだ十分そこまでは至っておりません。そういうところがございます。

それから、ご提案いただきました縦割りの件でございますけれども、臨時的に希望者数が急増した学童保育所がございますので、臨時的に増やしました学童保育所につきましては入居者

の数でありますとか、部屋の広さとか、あるいは学年の割合とか、行政区とか、そういったことを考え合わせまして割り振りを臨時でしておるところでございますので、ある学年、1、2年生だけが固まっておったりとか、3、4年生が固まっておったりとか、そういったクラス編制をやむなくしている状況がございます。

今、長谷川議員さんおっしゃいましたとおり縦割りによって子どもたちがですね、上級生が下級生を正しく指導していくと、あるいは下級生のほうが上級生からいろいろなことを学びながら成長していくと、そういった利点はございますので、私もその縦割りにについては基本的には賛成でございますが、何せ先ほどから申しておりますとおり、希望者数でございますとか、いろいろな諸条件がございますので、そのとおりにはならない場合もあるかと思えます。基本的には行政区ごとにですね、割り振り、クラス編制をしておりますので、そこを基本としながらいろいろな条件を加味しながらですね、指導員と、それから指導管理者と、それから市の教育委員会、三者でいろいろな問題について協議をしながらクラス編制等についても進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） こういった縦割り保育にする場合はですね、例えばその三者で定例会議するとき業者のほうに提案してこうしましょうと言うのか、市がトップに立って業者のほうにこうしてくださいと言ってその下の学童保育まで行くのか、ちょっとそこら辺がよくわからないのですよ。指導員の先生たちも指定管理者のほうに言ったら、今度市に言ってくれとかですね。やはり市は指定管理者にお願いしているわけですから指定管理者に言ってくれというふうにちょっとたらい回しではないけれども、今現状は何かそういうふうになっているらしいのですね。ですから、その権限を持っているのは市ですか、業者ですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 権限といいますか、最終的な管理は市がいたしますので、ただそういったクラス編制につきましてはですね、また先ほどから原則で申しておりますが行政区で割り振っていてもですね、希望者のその構成メンバーによりましては1年生が30人おって、そして3年生が2人とか、そういった形で縦割りをしたとしても大した効果はございませんので、そういった希望者数と、それから子どもたちの構成ですね、そういったところも見ながらクラス編制はしていきたいと思えますが、再度各学童保育所の構成については市のほうでもチェックをいたしましてですね、指定管理者と協議をしながら、こういった形がその学童保育所にとって最も望ましいかといったところで保護者のほうからもご意見いただいて、指導員を通じてですね、あるいは指定管理者のほうからも通じてご意見いただければ、その中で協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） よろしく願います。やはり子どもたちの安全確保が一番ですか

ら、これはもうぜひ教育部長、よろしく願いしておきます。

最後ですけれども、今回は、教育問題ということでいろいろ提案、提言させていただきました。ぜひとも前向きに検討していただきたい点もあります。やはり朝起きて、気持ちよく保護者としては学校に御飯を食べていてもらいたいというのがまずあります。それから、通学路の安全・安心、学校で楽しく過ごしてきて、また家に帰るまで、これがやはり教育だと思っておりますので、その後に家に帰ってきたときの対処はあとは保護者の責任と私は思っておりますので、その朝行ってらっしゃいというまでのですね、行ってらっしゃい、ただいまというまでの間を教育をしっかりしていただきたいと切に願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後2時59分

~~~~~ ○ ~~~~~